

○日 時 令和4年9月13日 午前9時30分～午後3時41分

○場 所 議 場

○出席委員

|     |         |     |     |         |      |
|-----|---------|-----|-----|---------|------|
| 4番  | 沖 園 強   | 委員長 | 11番 | 中 原 重 信 | 副委員長 |
| 2番  | 眞 茅 弘 美 | 委員  | 3番  | 上 迫 正 幸 | 委員   |
| 5番  | 禰 占 通 男 | 委員  | 7番  | 吉 松 幸 夫 | 委員   |
| 8番  | 豊 留 榮 子 | 委員  | 9番  | 立 石 幸 徳 | 委員   |
| 10番 | 下 竹 芳 郎 | 委員  | 12番 | 東 君 子   | 委員   |
| 13番 | 清 水 和 弘 | 委員  | 14番 | 吉 嶺 周 作 | 委員   |
| 議長  | 永 野 慶一郎 |     |     |         |      |

【議 題】

認定事項第1号 令和2年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

[総務費（ふるさと納税関係事業費）] [歳入] [総括]

【審査結果】

認定事項第1号 認定すべきもの（賛成多数）

午前9時30分 開会

○委員長（沖園強） 本日の決算特別委員会を開催いたします。

本日の審査は、まず昨日保留してあった総務費のふるさと納税関係事業費から審査を行います。当局におかれましては、大変御多忙の中を、要求した資料を提出いただきましてありがとうございます。

まず、審査に入る前に、当局に提出されました資料の御説明をお願い申し上げます。

○企画調整課長（堂原耕一） それでは本日提出をさせていただきました資料の内容について御説明をさせていただきます。

昨日、御提示いただきました様々な資料の各項目をおおむね満たしている資料となっておりますが、私どもで作成いたしました表の順番に沿って、その内容を御説明させていただきたいと思っております。

まず1ページ目の表1からでございます。

こちらのほうは、令和元年度からの3か年の寄附額の推移でございます。

寄附の件数と寄附額、そして寄附額を寄附件数で割り戻した1件当たりの寄附の単価を掲載してございます。そして、さらにどういった手段でその寄附が寄せられているかというポータルサイトをはじめとしたその内訳の同様の数値も掲載しているところでございます。

令和3年度につきましては、34億余りの御寄附をいただきました。そして、その中で、ポータルサイトの中では、ポータルサイトのさとふるから寄せられた件数、金額が多く、約18億がこちらのほうを経由して寄附をいただいているところでございます。

続きまして、右側の表2でございます。

ふるさと納税の返礼事業に係る委託料の内訳を示しているところでございます。

まず、一番上の委託料の合計が、令和元年度から3か年の委託料の総額となっております。令和元年度から順次増加しているところでございます。そのうち、まずポータルサイトへの委託料、手数料でございますね、こちらのほうの合計額が3か年でございます。寄附額の増加に伴いまして、これは増加しているところでありまして、令和3年度におきましては3億9,000万余りがポータルサイトへ市のほうから払った、手数料、委託料という形になっているところでございます。その下にはそれぞれの内訳も示してございます。

続きまして(2)管理委託及びワンストップ事務というところが、管理委託業務を委託している、備考にも書いてありますとおり株式会社EQRIOへ本市が支払っている金額でございます。

まず、管理委託業務の推移と申しますのが、令和元年度が8,200万程度、そして令和2年度、令和3年度につきましては9,020万という金額になっております。固定経費、歩合分のそれぞれ内訳も示しているところでございます。

さらに、令和2年度からワンストップ特例に関わる事務の一部を委託しておりますので、それに要する経費も2か年分示しているところでございます。

最後は、3つ目、管理システム、これ少額ではございますが、本市がふるさと納税業務を行うために使用している管理システムのシステム使用料でございます。年間で26万1,000円余りとなっているところでございます。

表3につきましては、昨日も少しお話をいたしました総務省基準に基づく、私どもが国に報告している寄附の募集に関わる経費を抜き出して、掲載しているところでございます。返礼品の調達費用や返礼品の送料、広報に関わる費用その他様々な事務費等合わせまして、令和3年度におきましては16億9,200万程度ということで、その下の2行でございます。

まず返礼品率と申しますのが、この表3の一番上の返礼品調達費用の寄附額に占める割合でございます。ここは地方税法により、3割以内に収まるように定められておりますので、御覧になって分かるとおり、主に3割の金額になっているところでございます。

次の経費率につきましては、この寄附の募集に係る経費総額の寄附額に占める割合でございます。これは総務省告示のほうで5割以下というところが示されているところでございますので、その5割以下という数字になっているところでございます。

続きまして、表4でございます。役務費の推移でございます。

役務費は大きく分けまして、広報に関わる費用と受領書の送付にかかる費用、郵送料ですね、2つに分かれております。それぞれの内訳は、ここに掲載されているとおりの金額になっているところでございます。

1ページめくっていただきまして、表の5でございます。

こちらにつきましては、今現在、令和4年度に入りましてから1か所増えまして、9つのポータルサイトを私ども利用させていただいているところでございます。ポータルサイトごとの委託料、手数料を、それぞれ様々な内訳がございますが、示しているところでございます。

例えば、一番左側の楽天につきましては、サイト料、決済手数料込みで、細かい契約条件というか寄附条件に応じてですがおおむね8%、その寄附額に応じて、私どもが楽天に支払いをするという形になっているところでございます。

その横のふるさとチョイスで申しますと、サイト利用料が5%、クレジットの場合は1%、マルチペイメントは3から3.5%となっておりますが、まず、サイト利用料としてふるさとチョイスに5%、また、決済方法としてクレジットを寄附者が選んでいただいた場合には、その決済会社に対して1%、またマルチペイメント、クレジットに限らない様々な支払い方法を選択されていた場合には、その形に応じて3から3.5%の寄附額に応じた手数料を支払っているという形になっているところでございます。ほかのポータルサイトについても、同様に御覧になっていただければと思います。

続きまして、管理委託事業者に対する管理委託料の考え方を(2)は示しているところでございます。

先日来の説明でも何回かさせていただいているところですが、固定経費と歩合分に分けて見積りをいただいて、それに対する委託料の支払いをしているところでございます。令和元年度から令和3年度まで、その固定額と歩合分の考え方についての内訳は、こういった形になっているところでございます。

令和2、令和3年度につきましては、固定経費税抜きで1,200万円、そして歩合分は3.5%。ただし、その上限として7,000万、寄附額の20億相当というところを設定しているところでございます。

もう一つ、その委託事業者に委託しておりますワンストップ事務につきましては、令和2年度から委託を開始しておりますが、その単価といたしまして、1件の処理に当たり、税抜き価格で250円という単価でございます。処理件数につきましては、令和2年度につきましては2万6,585件、令和3年度につきましては3万9,109件、制度の浸透に伴いましてこの件数は増えていっているところでございます。

最後、参考ということで受領証明書の発送につきましては、市が発行しているところでございます。

そしてまた、ページをめくっていただきまして3ページ目は、こちらのほうはその管理委託事業者のほうで実際行っている作業の一端を数字として示しているものでございます。

先ほども御説明いたしましたとおり、令和3年度までは8か所のポータルサイトを私どものほうで運用しているところでございますが、それぞれの全てのポータルサイトに対しましての新規の返礼品の掲載の処理件数と、更新の処理件数を表にしたものでございます。

御覧になっていただければ分かりますとおり、令和2年度が1万1,849件の新規掲載、変更処理を行っているところでございます。令和3年度につきましては1万2,253件の新規掲載、変更処理

を行っているところでございます。

なかなかこの新規掲載、変更処理というものの中身は何をやっているのかということがイメージが沸きにくいと思われましたので、資料の最後にA3の用紙をつけてございますが、そちらを御覧になっていただけますでしょうか。

こちらのほうが、管理委託事業者が新規の返礼品をポータルサイトに掲載するまでに行う処理のフローチャートになっております。大きく分けまして幾つかのフェーズに分かれるのですが、まず、それぞれの箱に1番から番号を振っておりますが、この1番から5番までの処理がまず第1段階になると思います。

まず、新規返礼品の協力事業者からの提案であったり、相談であったり、また、管理委託事業者から協力事業者に、こういうのを試してみませんかという提案などのきっかけがありまして、まず新商品の協議がスタートするところでございます。その際には、現在人気のある定期便であったりとか、訳あり品であったりとか、それぞれの季節に合った企画を踏まえた提案が、管理委託事業者からはなされているというところでございます。また、それをどういう形で梱包して選ばれやすいその梱包であったり、商品の組合せであったりというようなところをミーティングを行って、打合せをスタートしていくところでございます。

その後、申込書を返礼品ごとに出していただかないといけないのですが、特に零細の企業などはその作成もちょっと難しい場合もございますので、申込書作成のサポートも場合によっては行っているようでございます。これが2番でございます。

そして、3番、4番、5番につきましては、新規返礼品の申込書を受け付けた後に十分なヒアリングを行って、よりよいものにするというところのヒアリングを行いながら、地場産品の総務省が定めた基準がございますので、そちらのほうを私どもとも確認をしながら、適合するかどうかという、あと法に適合するかどうかというところをチェックしていくという作業でございます。

ここまでが第1段階でございます。

それで、大体こういった方向で商品を出しましょうというところが決まり、その後、2つの工程に分かれ、新規返礼品のイーコマースですので、写真の撮影と、あとサイトのページをどのように見せるか作成するかというところで、2チームに分かれてそれぞれ作業を実施しているようでございます。

この6-1、6-2、6-1-2が、実際の写真撮影作業であったりとか、サイトの市場を調査して、人気のキーワードであったり、カテゴリーの検討をしたりとか、どういうふうな見せ方をすればより選んでいただけるだろうかという検討を行うところが、第2段階の作業になるかと思えます。

そして、7番から10番までが第3段階の作業になります。

今、令和3年度までは8サイトのポータルサイトを利用しておりましたので、それぞれのサイトごとに、チェックも経て出来上がったページを掲載していくという作業になります。これは単純にコピーをするということではなくて、それぞれのサイトごとに、形も違い、基準も違ったりしますので、それぞれのサイトごとに合わせたページづくり、形づくり、写真の挿入の仕方というところをそれぞれやっているということでございます。さらに、それぞれのサイトに矛盾が生じてはいけませんので、ダブルチェックを行っているということでございます。それを、協力事業者にも確認をしていただきながら、修正があれば、その修正をかけながらやっていっているというところでございます。

打合せの開始から、ここの工程に至るまでがおおむね標準的に約3週間程度かかるというところでございます。

そのあとの最終的なと申しますか、そこから初めて寄附ポータルサイトに返礼品が載って、寄

附が始まるわけですが、その後も最初の3か月間は綿密な調査を行いまして、売行きなども考慮いたしまして、商品名やキャッチコピーを修正する必要があるか、必要があればそういった修正も行い、画像にも手を加えるというところのチェックを行っているところでございます。

さらに、その後も6か月ごとにそういった作業を行っているというところが、おおむね新規商品をポータルサイトに委託事業者が掲載して、寄附額をいただくまでに行っている作業でございます。

これを年間、令和3年度でいえば1万2,000件の商品、新規につきましては3,800件で、変更については8,300件でございますが、変更の場合もいろいろな修正が加わる場合がございますので、おおむねこういった取組、特に変更の場合には、最後に申し上げました、その月ごとのチェック作業というところを綿密に行っているというところでございます。

以上で、3ページ、そして最後のフローチャートに関する説明を終わります。

最後に添付させていただいておりますのは、こちらのほうは所管事務調査で既におつけはしているのですが、また今回もつけさせていただきました。ふるさと納税返礼事業等業務委託に関する仕様書を添付させていただきました。

委託事業者につきましては、この仕様書に沿って業務を行っていただいているところでございます。

概略でございますが、本日提出いたしました資料の説明は以上となります。

**○委員長（沖園強）** ありがとうございます。

今、提出されました資料の説明をいただきました。

当委員会といたしましては、今提出された資料等含めて市の今の取組等について審査をしていただければと思っております。

いろいろ事業者間のあつれき等でいろんなすれ違い等あるような感じの情報等もありますけど、我々は議会として、市の取組が妥当かどうかということ判断する機関でございますので、審査はあくまでも市の取組に対する審査を主に行っていただきたいと思えます。

また、当局におかれましては、説得力のある御答弁をお願い申し上げます。

それでは審査をお願いいたします。

**○9番（立石幸徳）** 細かい部分については、たくさん教えてほしいことがまだあるんですが、一番最初に、本当の基本の基って言いましょうかですね、当然、委託事業者とは、もう契約をされて、契約書も取り交わして、契約書のいろんな約定項目がきちとなされているかちゅうのはもうチェックできるわけですけど、この協力事業者というのは、まず、どういうふうにして認定といいましょうかね、あなたの会社は、枕崎のふるさと返礼事業の協力事業者ですよという認定はどういう形でなされるんですか。

**○企画調整課長（堂原耕一）** 協力事業者の募集に関しましては、ふるさと納税返礼事業の協力事業者募集要項というものを策定しております。

参加を御希望される事業者に対しましては、この要綱をまずお示しをして、御説明をさせていただきますして、その内容について御納得いただいた上で、協力事業者として参加するという申請書をいただきまして、それで協力事業者と本市の関係がスタートするものであると考えております。

**○9番（立石幸徳）** 確認しますが、そうしますと、その協力事業者の参加申込書は、市のほうに提出して、市のほうとの間で協力事業者ちゅうのが認定されると、こういうふう理解していいんですかね。

**○企画調整課長（堂原耕一）** そのとおりでございます。

**○9番（立石幸徳）** そこで、協力事業者は、委託事業者との間での取決め事といいましょうか、委託事業者との間では、協力事業者は何か取り交わしたのがあるんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 文書的な、例えば申込書であったりとか、それに応じた何らかの文書であったりとか、そういうものは当然ですけどございません。

なぜかと申しますと、本市が、私どもが行うべき事務の一部を委託しているのが委託事業者で、本市はそれを監督している立場でございますので、その委託事務の範囲内におきましては、その委託事業者と協力事業者が様々な協議なども行っていただきまして、もちろんその状況は、私どもも把握しつつ行っているところでございますので、文書的なものはございませんが、通常、関係性と申しますか、委託事業者と協力事業者につきましては、この返礼事業の推進に向けて、様々なお話であったりというところをしていただく関係にあるかと考えております。

○9番（立石幸徳） その辺はちょっとおかしいんじゃないんですかね。文書を作れという意味じゃなくて、何らかの、双方の事業をするに当たっての位置づけを明確にしておかないと、委託事業者と協力事業者がトラブルといいたまいますか、問題が発生したときにですよ、どちらが問題解決あるいはその問題発生への責任、あるいはいろんなものがあるというふうに見る場合には、何らかの示したものが無い限りですよ、双方が自分の主張といいたまいますか、自分の考えだけを言っても問題解決にならないわけでしょうから。

そこらについては、市としては、委託事業者あるいは返礼品の協力事業者、先般、説明会もしたちゅうんですけれど、どういう立場になっているんですよという説明はそのときはしたんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） ふるさと納税返礼事業は、市が行っている取組ですので、最終的な責任というのは、当然、私ども市に帰属するものと考えております。

委託事業者と協力事業者の関係についてですが、この募集要項におきましても、返礼事業を市、そして協力事業者、そして委託事業者が3者連携して取組を行っていくという内容になっておりますので、そこは、そもそも私どもが行っているふるさと納税に御協力いただく際に御納得をいただいているものであると思います。

ただ、それぞれの御意見というのは、当然事業者ごとにあるかと思っておりますので、そこについては、やはり耳を私どもも傾けて、その枠組みの中で対応できる限りは対応はしていきたいと思っておりますが、場合によっては、どうしてもその枠組みの中ではそこは対応できませんという場合もあったりしますので、そういう点があった場合には御理解をいただけるように粘り強くお話をする必要、コミュニケーションを取る必要があるとは思っております。

当然、市がこの返礼事業というのは行っているものであるというところは、その申込みをしていただく際には、原則と申しますか一番の基本でありますので、その御説明はさせていただいているところでございます。

○9番（立石幸徳） 説明されていることと、私は今の現実、実態がね、あまりにも違うんで、どうも当局説明を素直に聞けないんですよ。それは説明は説明であったとしてもですよ、そういうことがちゃんとなされているのかな。

つまり、委託事業者と協力事業者というのは、できるだけ問題発生がないように、問題が起きないように、そしてかつ問題が仮に起きたとしても、両方でいい形で解決できるようにと、そのようなお膳立てをせんといかんわけでしょう。だって市の責任です、市の責任ですちさきから強調されていますけど、私なんかの耳に入ってくるのは、市は委託事業者に丸投げをしていると言っているんですよ。

それから、私、後でも触れますけど、このクレームの処理ですね、全国の寄附者からの、これなんかもう委託業者が対応すべき問題じゃないですよ。

それは当然、規約とかいろんな仕様書ですか、そういう中を見る限りは、委託業者が受けて、市に一刻も早く連絡、通知するようになっていきますよね。でも全国の寄附者は、委託事業者から返礼品をもらったと思う人は一人もいないですよ。枕崎市に寄附をしましたと、枕崎市がすばらしい返礼品を送ってくれましたと。

そこに何らかのね、こんな返礼品、ちょっとどうかなちゅうときのクレーム処理は、私は極めて大事だと思いますよ。なぜかっていうと、それは金額の問題じゃない。商品の問題でもない。枕崎市というその町の対応がですね、そういったクレームが起きたとき、枕崎って本当にこういうときにもすばらしい対応をしていただける本当にいい町だなあと、そこが関わってくるわけですよ。ただ問題のある返礼品を送って、例えばクレームが来たら次に別な問題なしの商品を送りますで済む話じゃないですよ。

そういうことを考えたときにですね、市がやらなければならない。最終的には市の責任、市の責任と言っているけど、市がやらなければならないこのふるさと納税に関わる業務っていうのは、どこにきちっと書かれているんですか。

**○企画調整課長（堂原耕一）** ただいまのクレーム処理についてですが、例えば、最終的には何度も申しますが、やはり最終的な責任の所在は、この事業を行っている枕崎市にあるのは、そこは御理解いただきたいと思います。ただその責任の第一義は、協力事業者として要綱を結んで適正な商品を送っていただくことを約束していただいた事業者にもその責任の一端はあると思います。

クレーム対応というのは、まずは私どももその寄附者には必要があれば、代替の品物を送っていただいたりとか、そういったような打合せであったり手配をした上で対応をしているところがございます。委託事業者はそういった場合の、協力事業者と私どもの調整をしていただいたりであったりとか、あとは、一番最初に寄附した方々からのクレームが委託事業者に寄せられる場合もございます。それを協力事業者であったりとか、私どもに伝えていただく作業であったりというところをしていただいているということであって、例えばそのトラブルというのは、品物の送付が遅れているであったりとか、中に入っている物が足りないとか、実際に物が思っていたものと違うとかといったような内容がございます。協力事業者とも相談いたしまして協力事業者からの説明で御納得いただけない場合は、私どもも直接寄附者の方とお話をさせていただきまして、謝罪であったりとか、今後の対応について話し合いをさせていただく場合もございます。

クレーム対応と申しますのは、市、委託事業者、そして協力事業者がある意味連携して行わないといけないところであるかと思えます。市が行うべきところと申しますのは、ふるさと納税返礼事業全体が当然市の行うべきところであって、むしろそのうちのどこを委託事業者に委託しているかというところがその仕様書であり、契約に載っているところであるという私どもとしてはそういう認識でございます。

**○9番（立石幸徳）** どのような認識を持とうとも結構でしょうけれども、俗にピンチはチャンスちゅう言葉があるわけですけどね、私はクレームっていうそういう問題が発生したら、逆に絶好のチャンスだと思います。それは、クレーム処理を本当に相手の立場、つまり全国の寄附者の立場に立ってですね、しっかりとそして本当にこの町はきちんとしてまた、すばらしい町だなあと思えるような対応をすることで、むしろ評価が上がると思うんですよ。しかしそういう今、課長が説明した委託業者、あるいは返礼品の協力事業者、それは全て関わっているから全部責任はもちろんあるわけですよ。そういう意味で最終的にはこれは枕崎市が全国の寄附者の皆さんに返礼をする仕事ですからね。

前面に立ち、そして最終的なものをきちっと引き取るのは市でなければならんですよ。

**○企画調整課長（堂原耕一）** 先ほどの答弁の繰り返しになる部分もあるかもしれませんが、クレームの度合いというのもあって、質疑者もおっしゃいましたとおり、そのピンチがチャンスというのは、協力事業者にとってもそうだと思います。協力事業者が、そこで丁寧な対応をしていただければ、また次の寄附を選んでいただくところにもつながっていくものであると思いますので、やはり第一義的には、その送ったものに瑕疵があった場合には、協力事業者に第一義には対応していただいているところが、今の取り扱いでございます。ただ、それでも寄附者の中

には、御納得いただけない方もいらっしゃると思います。その場合には、最終的な責任者である私どもが誠意を持って対応をさせていただくというのが、今の本市のふるさと納税返礼事業のトラブル対応の基本的な形とさせていただいているところでございます。

○9番（立石幸徳） 取りあえず発言はこれで一応、終えますけどね。私は、市と言いましょるか、当局の認識と相当な隔たりがあるなど言わざるを得ないですよ。なぜかって、今これ何でこんな問題が起きているのと、その認識がまず全然、全然と言っていいぐらいないですよ。つまり、昨日も申し上げたように、市税が令和3年度で21億、ふるさと納税が34億。市民の皆さんの税金の十数億を超えるふるさと納税をいただきながらですよ、その協力事業者が、もううちは今年度は相当額減らしたいと。問題がなければそんな考えが出るはずはないですよ。そういう大きなことがあるから我々はそれこそ唾を飛ばしてですね、何でこんなことになっているんだと言っているわけですよ。取りあえず認識の隔たりがありますのでね、これ以上言ったら非常に文句ばかり言っているような気がしますので、一応私は発言はこれで控えます。

○2番（眞茅弘美） 資料のほうも提出していただきまして、そして今詳しい説明をいただきまして、さらに流れのほうも分かったんですけども、ちょっと気になる部分を質疑させていただきま。ポータルサイトがこのようにたくさんございます。たくさんの方の目に触れるっていうこともあってかとは思いますが、この幾つもあるという効果といいますかね、そこをお願いします。

○企画調整課長（堂原耕一） ポータルサイトを拡大していくというのは、寄附額の拡大に伴いまして私どもの短、長期的な戦略といたしましてポータルサイトの数を、裾野を広げるために増やしてきたところでございます。ただ今回お示しさせていただきました資料でも分かる通り、中にはなかなか効果と申しますか、寄附額が上がっていないポータルサイトもございます。そこについてはある意味、今のこの現状というところで、大体の傾向というところはつかめてきているところでございますので、ポータルサイトそのものの統廃合という言い方は正しくないのかもしれませんが、ここはちょっと、もうこれからは利用するのはやめようというような判断もこれからしていきたいと考えております。

○2番（眞茅弘美） それからですね、このポータルサイトの契約料を示してあるんですけども、更新等があった場合の、その更新料はどうなっていますか。

○企画調整課長（堂原耕一） ポータルサイトに私ども枕崎市がお支払いする委託料、費目としては委託料で内容的には手数料的な形になるわけですが、その金額と申しますのは、あくまでも寄附者の方が寄附していただいた金額に応じた金額のみでございます。そこに、幾つの商品を出すとか、幾つの変更を加えるとかでポータルサイトに対する経費というものは、ポータルサイトに対して払い込む経費というものは発生しておりません。

○2番（眞茅弘美） それでしたら更新が何度あっても、費用はかからないということですかね。

○企画調整課長（堂原耕一） ポータルサイトに払い込む金額は必要でないわけではございますが、それをするための作業というのを以前は市が、今は委託事業者が行っているところでございますので、そこは委託事業者に、私どもがお支払いしている委託料でその経費は賄われているというふうに考えております。

○2番（眞茅弘美） 分かりました。

あとですね役務費なんですけども、こちらで返礼品PRに関わる経費ということで、広報料656万と出ておりますが、委託業者にはですね、この部分は委託料ってところで支払われているのではないのでしょうか。こうやって役務費とうたっている理由をお願いします。

○企画調整課長（堂原耕一） 広告と申しますのは先ほども詳しく説明させていただきましたが、新規の返礼品であったりとか、その返礼品を定期的に見直して、新たな変更を加えていく際に、寄附をする方の目に留まりやすいキャッチコピーであったりとか、キャッチフレーズであったりとかも含めて、そのページの作成、変更というところもちろん、ある意味広告という形になる



かと思えます。そこについては委託料の範囲内であり、ここで上げてございます広報に関わる費用と申しますのはポータルサイトの上に出てくるバナー広告、例えば枕崎市はふるさと納税をやっていますというようなそういった広告に関する契約というのと、インスタなどのSNS等も、それぞれのポータルサイトがやっているところもございまして、そこへの広告も含めましてそれ自体に関わる経費については、市とポータルサイトが直接契約しなければならないというふうには、それぞれのポータルサイトがそういう運用をしているところでございます。実際にその中でどういった広告を打っていくかということの提案であったり、支援であったりとかは委託事業者から我々も受けてはございますが、それを受けて最終的にどういった形で公告をするという決断、そしてポータルサイト自体との取決めというのは市で行っておりますので、そこに係る経費については、役務費の広告料という形で私どもが予算化いたしまして、ポータルサイトにお支払いをしているところでございます。

**○2番（眞茅弘美）** いろいろこう中身が深くて、難しい面もあるんですけども、委託事業者と協力事業者がいらっしゃってですね、その納得の上で確かにこうやって申込みをされて、今運営がされていると思うんですけども、先日協議会が開かれたということでございました。課長も申しましたとおり、市に最終的な責任がございまして、委託業者も協力業者もですね、それぞれがウィン・ウィンの関係になるようにまずそこが本当に最終的な目標といいますか、そういう形で運営されるとまたさらに内容が深まって、ふるさと納税のほうもですね、県内でも4位っていうすばらしいありがたい数字が出ておりますのでこれが続いていくと思っておりますので、今管理委託料のほうの割合が3.5%なんですけども、これを撤廃して人件費と全てを含めて2%にすればですね、ウィン・ウィンの関係に両方にとってになっていくのではないかと思います。

これは、私のほうから提言として、お願いしておきます。

**○企画調整課長（堂原耕一）** まず、歩合率の3.5%についてでございますが、なかなか他市の契約状況というものを詳しくこの議会の場で申し上げることは、いろいろな制約がございまして難しい部分もあるのですが、ひとつ参考になる数字があるとすれば、本市がこの委託事業を開始いたしました際に、公募によるプロポーザル方式で行いました際に、3社の事業者が御参加いただいております。最終的には今の委託事業者に決定したわけですが、残りの2社が提示をしていただきました、この歩合率と申しますのが、1社が5%、もう一社が9%という率でございました。どこまで参考になるかというのはあれなんですけど、3.5%という数字がどの程度のレベルと申しますか水準なのかどうかというのは、ある意味、そちらのほうでもお分かりはいただけるのかなとは思っております。

それともう一つ御指摘がありました協議会についてでございますが、今2番委員からも御指摘もありましたとおり、私どももそういったよりよい関係というのを築きたいと思っております。それはどの事業者というよりも全ての事業者とよりよい関係を築いていきたいと思っております。協議会の場というのが、やはりその目指すべきところと申しますのが、その市と委託事業者とその協力事業者が今まで私どもで説明させていただきました、そういった枠組みを共通した認識を持った上で、それをどのように活用していただければもっとよりよい方向にふるさと納税の取組が進めるであろうかというそういう建設的な話ができる関係を築くことが理想であると思っておりますので、これから立ち上げていく協議会の場というのはそういった場にしたいと考えております。

**○2番（眞茅弘美）** 最初立ち上げのときに、あとの2社の方が5%、9%だったということですが、立ち上げのときと今現在のこのふるさと納税額も全然違いますし、そう思うところです。

それからですねもう一点、先ほども立石委員から出ましたクレーム対応なんですけども、このところは以前、数十件あるっていう答弁だったと思います。その内容は本当にちょっとしたものの、大変迷惑をかけるものといろいろあるとは思いますが、このところは確かにですね、市の

ほうも承知しているっていうことは本当に大事だと思います。

市がやっていることですので、今、ふるさと納税があるおかげでいろんな事業もこうやって進めていられますので、ふるさと納税は本当に国がもう中止しますって言えなくなる事業でもあります。そこのところはですね、しっかり肝に銘じてと言いますか、そうやって考えていただくことが大事かと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○企画調整課長（堂原耕一） クレーム対応につきましてはいろいろ御意見をいただきました。

皆様のおっしゃることもそのとおりであるかと思うのですが、これからも私ども市、そして協力事業者と連携しながら、またそこに委託事業者の支援ももらいながら、やはりその寄附をしていただいた方ですので、枕崎市の寄附をしていただいた大事なお客様でございますので、そういった方々への丁寧な対応を心がけていきたいと思っております。

○10番（下竹芳郎） このふるさと納税なんですが、もうビジネスになって、自治体の引き合いもいろいろあるんですが、問題も抱えています、さっき2番委員も言ったように、県で4位ということですけども、ここまで伸びた要因というのは何でしょうか。

○企画調整課長（堂原耕一） 寄附額の推移につきましては、委託事業者に委託いたしました平成30年度が8億余り、そして令和元年度に27億、そして令和2年度に33億、令和3年度に34億という金額になっているところでございます。これはもう、ひとえに協力事業者のそれぞれの地場産業事業の振興にも資する、その御協力をさせていただいたたまものであると思っておりますし、私どもの努力といたしまして、サイト寄附の裾野を広げるためのサイトの開拓であったりとか、協力事業者の開拓で返礼品の提案など、そういった様々な取組の結果によってこの寄附額というところの向上が図られてきていると思っております。協力事業者には、私どもも感謝の気持ちでいっぱいです。

○10番（下竹芳郎） こんなに寄附をいただいて、ありがたいことでございます。いろんな課題を払拭していただいて、まだまだ伸ばしてもらえればと思っております。

○13番（清水和弘） 先ほどから当局の話を聞いていますと本当に情けないような話なんです、私からしたらですね。なぜかと言うたら委託業者、協力業者との契約を結ぶときにですね、市の説明不足が私はあるんじゃないかと思うんです。しっかりした説明しとけば、協力事業者も今この段階にはなっていないと思うんです。なぜこの協力事業者がいろんな問題提起しとるか、それについてはどのように判断しとるんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 説明不足というものはないと私どもは考えております。きっちり、この協力事業者として御参加いただく際には、要綱も定めてございますし、その要綱に沿って、こういった趣旨でございますのでぜひ御協力をお願いしますと、お願ひをいたしまして、御参加を承認いただいて、申請をいただいているところであると思っております。様々な御意見というところは寄せられているところでございます。そこが一般質問等でも寄せられました不協和音というように捉えられている部分もあるかと思っておりますが、私どもといたしまして先ほども申し上げましたが、やはり御意見等が委員の方々からも出ておりますとおり、市、委託事業者、協力事業者が3者連携して、建設的な話をしていく必要があるかと思っておりますので、それがそのふるさと納税の返礼事業の発展に一番必要なことであると思っておりますので、今後立ち上げる、繰り返しになりますが協議会の場をそのようにもしていきたいですし、日々の業務の中でもそういったところにつきましては、私どもに直接寄せられる御意見であったりとか、委託事業者を通じて私どもが把握させていただいている様々な御意見についても、私どもが運営しているこの返礼事業の中で最大限の努力をいたしまして、御要望を受け入れることができるかということも含めながら、丁寧に話をしていかなければならないと思っております。

最終的にどういった返礼品を出すのかであったりとか、出さないであったりとかというのは、そういった話の結果、その事業者が最終的には御判断される部分はあるかと思っておりますが、私ども

はそういったことを踏まえながら、各事業者がその返礼品を枕崎市の地場産業振興のために資する、そしてその事業者の収益向上につながっていくものというものを、どうすればこのふるさと納税の返礼事業の形の中で生かしていきけるかという観点を持ちながら、粘り強く話をしていきたいと思っております。

○13番（清水和弘） 私は思うにですね、今私は課長に聞きますけど、なぜこの協力事業者が今この問題を出してきたか、それをどのように捉えとるんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 私が申し上げた答弁のある程度繰り返しにもなるかもはしませんが、やはりそれぞれの事業者のお考えがあり、私どもの考えがあり、そこの接点を見いだして、よりよい形にしていかなければならないと思っております。

それぞれの事業者がどのようなお考えを持っていられるかというのは、その事業者の企業の経営方針とか、経営内容にも関わってくることで、今この場で申し上げるべきことではないかとは思いますが、ただ、やはり私どもといたしましては、今ふるさと納税という形でやっている本市のこの形の中で、おっしゃられる御意見を可能な限り反映させていく一方で、こういう形でやっているという御理解も一方では求めながら、丁寧に説明をしていくというところが、一番我々がしなければならないことであると考えております。

○13番（清水和弘） これまでですね協力事業者、委託業者、本市、この3者が年間何回ぐらいつつふるさと返礼に対する事業についての話し合いをしてきたんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） まず、委託事業者と市の関係では最低でも月1回はそういう報告会を行っておりますし、その他適宜、毎週であったりとかというような、必要に応じて行っております。そして委託事業者と返礼事業者は、まず企画会議と申しますか、そういった会議を、いただいている報告では延べ90回程度は例えば昨年では行っていられるようであり、またさらに先ほどフローチャートでも御説明いたしましたとおり、新商品の開発であったりとか、あとはその変更に対する話し合いであったりとかということで、頻繁にそこは接触をとっていらっしゃいますので、そういった形でのミーティングというところの関係性は持っているところであるかと思えます。それと、その3者が改めましてそろって、その話をしていくというところにつきましては、今回、先日9月5日にも説明会を開催いたしましたので、その中で、今後、協議会というところを立ち上げて、その3者でより建設的な話を進めていってほしいというような御意見も協力事業者の方々からも上げられたところがございますので、そういったものを少しでも早くそういった場を形成できるよう、我々も考えて、その場の設定に向けて進めていきたいと思っております。

○13番（清水和弘） 今、話を聞いて私の誤解かもしれないですけど、協力事業者との話し合いというのは、これまで問題発生前に協力事業者との話し合いはしてないんですか。問題発生前にですよ。

○企画調整課長（堂原耕一） 特定の事業者がどうこうということを、今ここでお話をするのは適切ではないとは思いますが、ただ、いろいろな御意見が寄せられた際には伺いまして、お話をさせていただいております。また、特にその返礼品を扱う数が多いような事業者には、私どもも接触と申しますか、お話をさせていただく機会も多いところもございますので、そういったところとは頻繁にお話をさせていただいているところがございます。

○13番（清水和弘） もうこれで終わりにしますけど、せつかくこうしてふるさと納税返礼事業で枕崎の財政状況もよくなってきたと思うんですよ。ところが今こういった話が出てきた。これでもし今の協力事業者が縮小するとなれば、本市の財政にすごく影響してくると思うんですけど、そういうのはないんですか、財政に対する影響はないんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） ふるさと納税を行っている目的が我々としては2つと考えております。1つが、やはり市外の方から枕崎市を応援する気持ちとして寄せられる寄附額によるまち

づくり財源の獲得、それと協力事業者として協力していただいているその返礼事業者の成長を通じた地場産業の振興というところでございます。

まちづくり財源の獲得という面では、協力事業者のお考えも踏まえながら、私どももいい関係が築けるよう努力をしていきたいと思っておりますし、市内の各事業者のそれぞれの成長というところもこの返礼事業というのが、これから拡大していくであろう電子上の商取引市場の大きな入り口になってくると思っておりますのでそこを踏まえながら、そういった支援も行って地場産業の発展にもつなげていきたいと思っております。

○13番（清水和弘） これで終わりにしますけどね、もう本当にこのふるさと返礼制度っていうのは私はこの枕崎市の財政を助けてくれたと思っているんですよ。そういうことを考えたらずね、今後ますます私は増大してほしいんですけど、今こうした協力事業者からいろんな問題が提起されていますよ。だから、そういうことも発生しないように、やっぱり先ほどからしょっちゅうその協議会みたいなのをしていると言われてはいますけどね。その内容は私はちょっと言えない雰囲気だったのか、協力事業者がですね、だからもうちょっと胸襟を開いた話合いにしていきたい。これはもうお願いしときます。

○委員長（沖園強） 今開始、約1時間以上になったんですけど、まだほかに質疑があられる方は。

[挙手する者あり]

○委員長（沖園強） それではここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時41分 再開

○委員長（沖園強） 再開いたします。

今、決算委員会でございますので、今年の委託料等の4億8,000万の審査の中での関連した質疑をお願いしたいと思います。

○5番（禰占通男） 先ほどからいろいろ意見もあるようですが、まず、先ほど課長がおっしゃられたサイトの手数料は発生しないと。だけど、これサイトとの契約が必要でしょう。その契約料というのは幾らになっているんですか、各サイトが今ここにも資料がいっぱいありますけど。

○企画調整課長（堂原耕一） 今、5番委員からもありましたとおり、現時点では9つのポータルサイトを活用してございますので、それぞれと契約なり、そこを利用しますという意思表示を取り交わしているところでございます。それは市とそのポータルサイトと交わしているところでございます。

そこで発生しているその費用に関する部分の契約内容と申しますのが、本日提出をいたしました2ページの表の5に書いてありますこの寄附額に応じた金額をポータルサイト側はいただきますという内容でございます。それ以外の金額は基本的には発生いたしませんというところでございます。

○5番（禰占通男） そしてまた、先ほど課長がおっしゃられた広告枠ですよね、広告、サイトへのいろんな広告が出てきますよ、ぱっと開くとダーッと動いたり。それについても、またこれも要りますよねお金も、広告掲載料として。本市はどのぐらい今これに使っているんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） そこにつきましては、表の4にお示ししているところでございますが、令和元年度から令和3年度にかけて、こういった金額を広告料として支出しているところでございます。

○5番（禰占通男） 簡単に言えば、私が今聞いた契約、これは寄附額の約10%、全国的にサイトへのね。それで、広告枠のメールマガジンというみたいだけど、15万から5万円ぐらいでサイト側は販売していると、私がちょっと調べた中ではそういうふうになっているんですよ。

それと、一番の問題はですよ、先ほど来あるように、私が議員になった頃は、ふるさと納税と

いうと100万単位しか集まらなかったわけでしょう、平成23年、24年、そのぐらいまでは。それが何千万になり、1億を超えて10億、20億、今三十四、五億まで、本当に、先ほど9番委員からも市民税より多いっちゃうけど、私は交付税に匹敵するぐらいの額をもらっているから、交付税は四十何億だったですよ。あともうちょっと頑張ったら交付税と遜色ないですよ。それを交付税の算定には影響を与えないということで皆さん、全国頑張っているんですけど、裁判沙汰になって訴えた側が勝訴しましたがね。子供たちのためのプールか何かにお金を使っていたけど。

だから、やはりその使い道も自由だし、集める分は善意で寄附してくれて、それを使っているわけですから。市民に対しては物すごくありがたい分ですよ、税収が少ない本市にとっては。

だったらですよ、今こういった問題がなぜ出てくるかって、先ほど言いましたように、少ない額からだんだんだんだん積み上がっていく、それが一度も落ちない、そしたら魅力的ですよ、この委託事業者というほうも。また、協力事業者も自分が作った品物がある程度高値で買い取ってくれる。そしたらですよ、今課長もおっしゃられたように、今後、3者による協議会を設立するように持っていきたいと。それと協議会とあとをその協力事業者に対してですよ、何らかの慰労金とか、協力金、奨励金、言わば配当ですよ、何かそういうものはできるようにするのが必要じゃないですか。

だから、今先ほども御二方から出たけど、一生懸命枕崎市のためって自分の仕事だろうけど、やはり一生懸命いい製品を作って、ふるさと納税に採用されて、商品が出る。そしたら、結局私は直接会って話はしてないけど、まずその労力、それが報われないというのは何か寂しい思いがするんですけど。どうですか、その協力事業者にも一定の利益の還元というのは。

**○企画調整課長（堂原耕一）** まず私、再三再四申し上げておりますが、協力事業者には、もう感謝の気持ちをそれはもう常に持っているところでございます。

協力事業者の御協力がなければ、このふるさと納税の取組というのは成り立ちませんので、そこは本当に感謝しているところでございます。

ただそこに、例えば今5番委員から御提案ございました何らかのある意味金銭的など申しますか、そういった支援というのは、言えば市からのふるさと納税の運営主体からの協力事業者へのキックバックというようなことにも当たってまいりますので、そこは総務省等からも厳に禁じられている部分でございます。

この返礼事業と申しますのは、通常のイーコマースであれば、まず自分たちでサイトを準備して、またはその大手のサイトとかに登録をして、その登録手数料も払って、イーコマースですから当然、品物を郵送すれば郵送料も自分たちで負担するというようなものが一般的なイーコマースだと思いますが、ふるさと納税の返礼事業と申しますのは、まず、そもそもがふるさと納税という市場があって、その全国的に名の知れたポータルサイトというのがもう既に市場としてあって、そこへの登録手数料も市が全て負担し、郵送料も市が全て負担しているということで、協力事業者にとっては、ある意味そのハードルの低いと申しますか、ぜひここでこの仕組みを活用していただいて、御自分たちの利益の向上であったりとか、地場産業の振興に努めていただきたいと思います、我々もそういう気持ちで運営しているところでございます。

そういったところで、これを運営していくというところで協力事業者へは感謝の気持ちと申しますか、その地場産業振興に努めていただくというところを行っていただきたいと思いますという気持ちでやっているところでございます。

**○5番（禰占通男）** けどそれだけじゃ駄目だから、今こういった問題が起きているわけでしょう。私はこのふるさと納税が、丸が1つ少なかったらそう問題になってないと思うんですよ。

先ほども言ったように、自分の作ったものが売ればいかなとそのぐらいだと思うんですけど、額が大きくなると人間は欲をかくじゃないですか。だって資本主義って言ったって、頑張った人

がもうかるようになっていくわけでしょう。ただそれを市が管理監督して、あとは委託業者にやっているわけだから。ある程度そこら辺は考えてやるべきじゃないですか。

一番いいのはですよ、もう登録事業者同士でもいいし、それで組合的なものをつくって、それで市がもうある程度その寄附額が集まったらこのぐらいいパーセンテージでいいですよ、もう1%、2%でも、それを頑張りましょうぐらいいでもう分配してやるとか。

課長ですね、私は何でこういうことを言うかということ、皆さんも御存じのように蓬莱館という有名なところがありますよ。コロナでちょっと人間も減っているけど。あそこの従業員は物すごく頑張っているのよ、前も言ったことあるんだけど。

その人に尋ねましたよ、歩いている方に。そしたら、一言組合員ですって、もう本当に自信満々で答えましたよ。

経営するんであれば、頑張りますよ。そしていい製品もできますよ。そこに何らかのプラスアルファがないとできないんじゃないですか。うちもふるさと納税として、もう考える時期に来ているんじゃないですか、どうなんですか、これは副市長でもいいですけど。

○委員長（沖園強） 5番委員、先ほど御答弁があったように、制度的にできないちゅうことで、そこはちょっと質疑の趣旨を変えてください。

○5番（禰占通男） ですけどですよ、今危機的っていうか枕崎市内では危機的ですよ。ふるさと納税がこういう問題があるということはほとんどの市民の方は分からないと思いますよ。それをどうにかして、枕崎のためにしようということはいいいことじゃないですか。

○委員長（沖園強） 私と委員とやり取りするわけにはいかんとですけど、制度は制度ですから、そこはわきまえた質疑をお願いします。

○5番（禰占通男） 最後に副市長をお願いしますよ。

○副市長（本田親行） 企画調整課長からございましたけれども、協力事業者があつてこのふるさと納税制度としても成り立っていると思います。大きく貢献いただいている事業者もあります。この事業者には、深く市としても感謝しているところでございます。

しかしながら、委員からの御提案につきましては、返礼品30%以内という総務省の決まりもでございます。また、市が行っている郵送料でありますとか、サイトへの手数料、そこを含めても5割を超えない、寄附額の半分は支出として市からも出ていっているわけなんですけど、そこも5割以内、過度な競争が生じないようなという制度の仕組みがでございます。

感謝の気持ちはございますけれども、御提案につきましては、担当課長それから委員長のほうからもございましたけれども、そこは難しいと思っております。

○7番（吉松幸夫） 委託仕様書の件で二、三お尋ねいたします。

7、8、9の部分なんですけど、情報セキュリティの確保、この文の中で、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、適切な管理を行わなければならないというふうにありますけれども、これも文章だけであつて、どのような管理をしているかっていうのがちょっと分からないのでその説明をお願いします。

○企画調整課長（堂原耕一） 個人情報の保護というのは、昨今の状況だけというわけではございませんが、このふるさと納税業務を委託するに当たって、我々も最も重視しているところの一つでございます。

今、私ども委託している事業者におきましては、そのデータに関しましては、その専用データを扱う専用の部屋を設けておまして、そこは24時間カメラで監視もしているところでございます。中に入るには、それなりの手続を踏まないと入れないというようなところで、そういった情報セキュリティの部分については、しっかりと対応が取られているものであると考えております。それと、それぞれ職員に対しまして、年三、四回の個人情報保護に関する研修なども自主的に行っているようでございます。

○7番（吉松幸夫） そのセキュリティを施した管理専用の部屋があるということですが、市の行政においても、個人情報とかそういうのを別な外部のところにバックアップしていますよね。そういうような体制を取る方向はないんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） そのバックアップ体制というのは、委託事業者においてという趣旨の御質疑でよろしいでしょうか。——個人情報を最終的に管理すべきは、市であるかと思いません。委託事業者に私どもが委託事業として要求しているのは、その事務を行う間に必要な期間、必要な情報をしっかりと管理していただきたいというところがございますので、もちろんその今やっている業務が何か機材のトラブル等が発生した場合の次の手段というところは、対応策は取られているかとは思いますが、永久に保存しておくためのバックアップというような意味でのバックアップは、私どもから特に要求はしてはいないところでございます。

○7番（吉松幸夫） どんなセキュリティをやっていてもですね、やはり国のほうもやはり漏えいしたりとか、そういうのはたまに出てきますので、なるべくそこは慎重にですね、体制を取っていただきたいというふうに思います。

それからですね、7番のこの文章を読んでいくとですね、少し腑に落ちないところがありまして、7の秘密保持のところ、委託期間終了後も同様とすると。それと、9番のところ、受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存することということになっているんですけど、委託期間終了後も同様とするとということと、一定期間保存することっていうのは何か少しずれがあるというか、何か一致しないかなというふうに思うんですけどどうでしょうか。

○企画調整課長（堂原耕一） まず、秘密の保持に関しましては、その多くの契約等で、当然定められている条項であるかとは思いますが、御説明も文面そのままになってしまっていますが、その業務の履行に当たって知り得た情報等を委託期間中ももちろんそうでございますが、委託期間がもし終了したとしても、その後もそれについて他に漏らしたりとか、それを活用したりとかということを厳に禁じている条項でございます。

一方で、寄附情報の保存と申しますのは、寄附者の情報というのは、例えばその寄附者の傾向であったりとかというのを追う必要があったりしますので、その市場調査などを行う際にはどういった方々が寄附していただいているかというようなその貴重なデータにもなりますので、そういった理由で、そういったものに必要な期間はしっかりとした保存をお願いしているというような、そういった状況であるかと考えております。

○7番（吉松幸夫） そこでですね、例えば、今、E Q R I Oに委託しておりますけれども、これはもう何といいますか、永久的に続くというわけではないかと思うんですが、やはりその業務が終了した場合に、その顧客の情報とかいうのを、例えば市のほうで管理する、確保するとかそういうふうな形にしてあげないと、逆に委託業者に負担がかかるんじゃないかなと思うんですけどもそこはどうでしょうか。

○企画調整課長（堂原耕一） 個人情報に関わるような情報というのは、最終的に保存は私ども市のほうで行っているところでございます。

先ほどの答弁と重なりますけど、その委託事業者には、必要な期間、必要な情報をきっちりと厳重に保持、管理していただくというところが契約の内容であるかと考えているところでございます。

○7番（吉松幸夫） 非常に大事な情報ですので、慎重に慎重を重ねてですね、その情報を守るという努力をしていただきたいと思いますとお願いたします。

○議長（永野慶一郎） 私のほうから2点ほどお聞きします。

この委託事業が始まる前に3社プロポーザルがあったちゅうことなんですけど、その中で、ほかの2社の歩合率、5%と9%というの初めてお聞きしたわけなんですけども、先ほど2番委員か

らも歩合の件でちょっと話があったと思うんですけど、今、もう頭打ちじゃないですか今20億で歩合を決めているので、例えば、もう極端な話この今寄附額が100億になろうが、委託料も頭打ちなわけですよ、変わらないわけですよ。うちの市のふるさと納税をまだ増やしていくかというそういった観点から考えたら、先ほど2番委員がおっしゃったことももったもなのかなというのをごさいますて、そういった中で、議会の中でも沖園委員のほうからもですね、再度プロポーザルを実施する必要があるんじゃないかっていうような御意見もありました。ちょっと今のこの委託の歩合の率とか変えればまだ意欲のある業者がいてですね、というようなものもあるのかなと、また透明性も出てくるのかなと、今もう随契みたいな形になっているので、そういったところでもちょっと不満というか不平も出ているのかなと私はそう感じておるところでございますが、そういった点も踏まえて再度プロポーザルを実施、再プロポーザルという言葉が正しいかどうか分からないですけど、プロポーザルを実施するようなお考えは、以前沖園強委員の質問ではないような答弁だったんですが、そういったことをお考えではないですか。

**○企画調整課長（堂原耕一）** ただいまのお尋ねに対しましては、私ども毎年、今一社随契という状況が続いているわけでございますが、一社随契ありき、プロポーザルありきと決めてやっているわけではございませんので、翌年度の本市のふるさと納税の状況に対しまして、どういった契約の形が最も適切であるかというような観点で、今現に委託している事業者の業務の実施状況なども厳重に分析チェックいたしながら考えていっているところでございます。プロポーザルを全く今後一切しないという、そういうつもりは私どももございませんので、この言い方がどうかというあれなんですけど、将来的な可能性としては、そういった方向も考えていく局面というのも当然出てくるとは思っております。また、今、限度額を設けて行っている部分につきましては、先ほど2番委員と今議長からも御指摘がありましたとおり、その事業者のインセンティブという部分は確かに必要な部分もあるのかなとは思われ、私どもも考えてはおるところですので、どういった形が最も適切と申しますか、このふるさと納税業務の委託先として求めるその金額としてどういった形で求めるのが適切なのかというものも、今後も検討してまいりたいと思います。

**○議長（永野慶一郎）** いろんな点も含めて、ふるさと納税、今後この制度がある以上はですね、納税額の半分、先ほど副市長がおっしゃいましたけども約半分ですね、17億ぐらいは、市の税収として入ってくるわけですし、いろんな事業に使われているわけでございます。これが減っていくっていうよりは、前向きに考えていただいて、そこら辺の歩合とか見直して、まだ意欲ある会社もあるかもしれませんのでね、今で満足っていうわけにいかないと思うので、やはり、そういったところもふるさと納税を伸ばすためにもですね、また不協和音という言葉が使われていますけども、そういったことがないように公平性を保つようなそういった取組、プロポーザルなり、ちょっと考えていただきたい。これ要望しときます。

あともう一点なんですけど、先ほどからもその協議会の第1回目が行われたちゅうことですが、いろんな話をしていくということなんですけど、ただ漠然とその皆さんどうですかって意見を聞いているだけじゃ皆さんなかなかいい話合いにならないのかなあって感じたりもするんですけど、私たちもいろんなポータルサイトに幾らお金を毎年払ってとかですね、全く知らされない、知らなかったことをごさいますて、ただもう漠然となんですかね、委託料で4億8,800万とこのトータルの数字しか目にする事なかったの、こういった細かい数字も出てきていますよね。今回のこういった資料も基に、次回の協議会があったらですね出席者の方に配って、丁寧に説明をしていただいて、皆さんに御理解していただいた上でそういった協議をしていただければいいんじゃないかなと感じたところでございますが、最後にそういった点を含めて課長にお聞きいたします。

**○企画調整課長（堂原耕一）** 先ほども私からも答弁させていただきましたが、このふるさと納税返礼事業を今後より推進させていくためには、今議長からもございましたとおり、今私どもの



ほうで本日お示しさせていただきましたこういったそのふるさと納税の状況であったり、仕組みであったりとかというものに対しての共通認識を市、委託事業者、協力事業者が持った上で、この仕組みをいかに生かして地場産業の発展であったり、その各協力事業者の利益の向上であったりというところにつなげていくかという、その建設的な話をしていく場というのが必要であると思っておりますのでそういう場にしていきたいと思います。

具体的な提案ということでございますが、その第1回目の説明の中でも委託事業者から、ちょっと新たな取組でございますので、ほかの自治体との兼ね合いもございますので詳しくは申し上げられませんが、新たな取組の提案がなされていたりであったりとか、あとは協力事業者からも、郵送料に関する新たな考え方であったりとか、あとはそれ以外の品物を送る際のその根本に関わる部分であったりとか、そういったところで何かこう、協力してみんなで協力して見直すべきところはないのかというような具体的な御意見も上がってきているところでございます。そういった事業者から上がってきている声に耳を傾けて、その協議会という協議の場ではそういったところも反映させながら進めていきたいと、重ねてになります。今後本市のふるさと納税の返礼事業をより発展させていくための建設的な協議の場となるような形でぜひ運営していきたいと考えております。

**○議長（永野慶一郎）** 先ほどからウィン・ウィンという言葉もよく出ていますが、ウィン・ウィンもなんですけど、納税があつて出品者の方も売上げが上がる、そしてまたその納税してくれた方から枕崎へ寄附金をいただいて、税金の向上になるっていうのが目的かもしれませんが、そういった返礼品を受け取ってそれで喜んでいただくと、ウィン・ウィン・ウィンですね、三方よしのそういったふるさと納税であつてもらいたいと、私はそう考えておりますので、ぜひそういった方向で御尽力いただいてですね、しっかりと説明をしていただきたいと要望しておきます。

**○2番（眞茅弘美）** 今、議長のほうから資料を協議会のほうでもってという話がありましたけども、その協議会のほうでこの資料を示していただければ、今日私も見せていただいて、納得する部分もございましたので、また協議会の皆さんもですね、分かりやすいところもあると思いますので、示していただければと思いますのでお願いします。

**○企画調整課長（堂原耕一）** 今の御指摘とか御提案、御意見につきましては、先日の説明会でも、本日提出いたしましたこの資料のそのままではございませんが、例えば最後につけたフローチャートでございますとか、これまでの寄附額の推移でございますとかといったその基本的な資料は改めて皆さんで共有、認識を持ちましょうという趣旨の下、御来場いただきました返礼事業者にはお配りをさせていただいているところでございます。ただいまいいただいた御意見なども踏まえながら、認識の共有ということは大変大事かと思っておりますので、それがさらに進むような形で、本日、議会にも提出したような資料も含めまして、事業者への丁寧な説明は考えていきたいと思っております。

**○9番（立石幸徳）** 先ほど7番委員からちょっと出された、今日提出の仕様書、これは企画調整課長が言ったように、7月8日の所管事務調査でも出ているんですけど、私はこれ一般質問でも取り上げたんですが、この業務内容4の(3)の④、2ページ目にありますが、協力事業者との定期的なミーティングを開催しと、一般質問の一番最後の時間がなかったんでもう少し掘り下げることができなかったんですけど、この部分については、今日のいろんな質疑の中で、企画調整課長が言われた、90回ぐらいはやっているんだと、このことを指しているっていうふうに考えていいんですか。

**○企画調整課長（堂原耕一）** その90回ももちろんそのミーティングの中に含まれます。それと冒頭に御説明いたしましたとおり、ふるさと納税の返礼品をポータルサイトに掲載する際には、委託事業者と返礼事業者というのは、様々な形で接点がございます。それ以外にも、毎月その請求書の受渡しであったりなど様々な接点がございます。それらの機会を捉まえて、一番その機

会としてあるとすれば、掲載フローチャートでもお示しをいたしました新商品の提案・相談の際でございませうとか、あとは、1回出した返礼品の修正をかける場合であったりとかというようなときには、委託事業者が行った分析等のデータなどを基にして、どうすれば、その返礼事業がその事業者にとってうまく進んでいくかというような、話し合いもそういった機会になされていると、そういったものを含めてのミーティングであると考えております。

○9番（立石幸徳） それもちよっとおかしいんじゃないんですか、業務遂行上、いろんな連絡、通知、そういったものは当然なければならないですよ。そういったものを含めてちゅうんじやなくて、ミーティングというものは、きちっとした形で、これ定期的にですよ、定期的ちゅうのはどういう意味ですかこれは。

○企画調整課長（堂原耕一） 必要に応じてということであると考えております。

○9番（立石幸徳） 必要に応じてだったら定期的とは言わないですよ、それは。この開設とか云々じゃなくてですね、私はこのところは一番今まで不足、欠けていたんじゃないかと思うから、あえて聞いているんですよ。それは仕事をする上で、当然関係の人ですから、この返礼品どうですか売行きどうでしょうか、これはもうアップから取消しますとか、何かそういうのはもう仕事上当然やらなければならない業務ですよ。ですからこの辺をですね、もう少しきっちりした形で、例えば、毎週月曜日とかあるいは都合のいい日にはきちっとミーティングをしましょうというようなもので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますよ。

この資料も7月8日の総務委員会の所管事務調査のときに出されたんですけどね、その際もふるさと納税のことでいろいろ質疑といましようか、調査をさせていただきましたけど、当時の当局のスタンス、いやそれは、1事業者、民間会社がやることですから、別段議会では、そういった調査云々も当然その何ていうんでしょうか、やれることやれないことがありますよみたいなね、非常にスタンスとして私はおかしいって感じたんですけど、今ようやく、あれから2か月ぐらいたってですね、ふるさと納税の1件が非常に議会としてもしっかりと議論の上にこの件を採用しなきゃならないと、そういう機運っていうのはできつつあると思っております。それは、この件非常にですね、私ども議会も心配していますよ、はっきり言ひまして、こういった結果がですよ、先ほどからもいろんな方が言っているように財政上大変な打撃を与えるような結果が出たら私は議会も市民に説明がつかないですよ。

そういう面ですとですね、先ほど5番委員からもちよっと出たんですけど、頑張っているところには、やはり総務省のいろんな規定に引っかかるとかなんかじゃなくて、地場産業に貢献しているところは、いろんなその表彰の仕方はたくさんあると思っておりますよ。枕崎市の地域貢献度のナンバーワンからナンバーファイブまでですね、貢献度のある会社を1年に1回ぐらい表彰をするとかですね、そういう建設的な取組をやっていただきたいと思っておりますよ。というのが先ほどから具体的に、委託業者の委託料、具体的なパーセントも出ていますけどね、提案が2%。今回言われているこのふるさと納税をめぐる中でですよ、非常にこれもマイナス志向の考えですが、3.5%という委託料のいわゆる歩合制の率になると、逆算すると、歩合の場合の委託料の上限が7,000万ですからね、20億で7,000万になっちゃうわけですよ。そうすると、委託業者のほうは、20億以上はですよ、例えば30億になろうか40億になろうか、委託料はやっぱ7,000万、そういう努力をすることにはつながっていかんんじゃないかと思う。こんな話まで出ていますよ。

ですから、そういう意味でももうちよっとその抜本的にですね、委託料そのものもきちっと見直して、そして、関係する方が本当に意欲を持ってどこまでもこの枕崎のふるさと納税頑張るんだと、そういう形にしていきたいですよ。

いろいろ議会サイドの質疑もなんですけど、もう少し私は議会からいろいろなものを含めたですね、できれば提言というような形で、この件のですよ、そういうものが出来上がればいいなと思っているんですけど、取りあえず今度のこの決算委員会についてはですね、枕崎市がこのふる

さと納税について、市としてやらなければならない事項は明確にきちっとした項目的なもので打ち出していきたい。その点については、どうでしょうかね。

○企画調整課長（堂原耕一） 市が行うべきことと申しますのは、ふるさと納税の運営を行っているのは市でございますので、地方税法でございますとか、総務省告示にのっとり、そのふるさと納税業務全般で、そのうちのこの部分は委託事業者に委託している、そういう御説明をさせていただく形にはなるかなと思います。

○9番（立石幸徳） 地方自治法とか、総務省令っちゅうのは、別に枕崎市がですね、そういうものを改めて表面に出さなくても全国共通ですから、そういうものを別に枕崎市が特に、本市だけが取り上げて打ち出すということにはならないですよ。私は今度の1件でですね、これもう最後にします、認識が違うから、幾ら言っても平行線ですから。今度のこういう事態が起きたのは、はっきり申し上げて、枕崎市がリーダーシップを発揮していない。これだけは言わせていただきます。

○委員長（沖園強） ほかにございませんか。

いろんな御意見、御指摘等がございました。

意見が出尽くした感じがするんですけど、当局にお願いしときます。

いろんな提言等を踏まえてですね、そして、今回頂いた資料等を見ますと、今行政のほうも説得に欠けるようなことはないだろうと、こういったものを、先ほど、議長や2番委員等の提言がございましたように、協議会なりそういったところで全てあからさまにさせていただいて、疑念を抱かれないような運営に持って行っていただければなと思っております。

それではほかにないようですので、以上で、ふるさと納税関係事業費の審査を保留いたします。午後から歳入のほうの審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは1時10分まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午後1時10分 再開

〔歳入〕

○委員長（沖園強） 再開いたします。

次に、歳入の審査に入ります。

決算書の17ページから26ページまで、決算報告書の92ページから128ページまで、監査委員の審査意見書の4ページから12ページまでです。

執行部をお願いいたします。目が横についていませんので、職名を申すときは、マイクを通して大きな声で職名を教えてください。

それでは審査をお願いします。

○12番（東君子） 決算報告書の94ページ、市たばこ税、今現在、売店で売られているたばこの銘柄、これは何種類あるんでしょうか。

○税務課長（鮫島真一） 市役所の売店で売られているたばこの種類については、税務課としては承知しておりません。

○副市長（本田親行） 売店につきましては、市が使用許可を出して、福利厚生それから市民の利便性を図るために職員組合が運営をしておりますので、直接、市でたばこを何種類売っているかということについては把握しておりません。

○12番（東君子） それでは売上げが毎年上がっているか、下がっているかというのも、もちろん分からないところですね。

○税務課長（鮫島真一） そのとおりでございます。

○12番（東君子） それではですね、枕崎にたばこ農家は現在何件あるんでしょうか。

○農政課長（沖園信也） 具体的なものは、数字的な資料を持ち合わせていませんが、1件だっ

たかと記憶しております。(20ページに訂正発言あり)

○12番(東君子) 今ですね、健康志向でたばこをやめられる方っていうのは非常に多いのではないかなというふうに思いますが、今1件というふうに話をお伺いしまして、何かとっても胸が痛いような何かそういう感じになりました。健康志向を進めながら、たばこ農家をどう守っていくのか今後の課題だと思うんですが、その辺はどう考えられて今いますか。

○委員長(沖園強) 東委員、質疑の趣旨としては、健康志向のことで、農家の実態をどう考えるかということですか。

○12番(東君子) どちらかという健康志向が高まっていますが、その中でたばこは吸わないように、血圧が上がりますよと、だけれども、たばこ農家を守っていかなきゃいけない、この矛盾点ですね、どちらが答えられてもいいんですが、その辺りが主としてどういう方向性に行くのかなっていうところが頭にあるんですが。

○委員長(沖園強) 農業関係でまず答弁いただければ。

○農政課長(沖園信也) 先ほどの農家戸数は2戸ということでした。申し訳ありません、訂正いたします。

昔に比べれば、本当にたばこ耕作農家は減少をしてきている状況であります。やはり、農家自体の経営状況と申しますか、やはりかなり厳しい状況というか、苦勞な部分がたばこ農家はかなり多いのかなという具合に私個人的には感じております。そういった意味での、後継者がなかなか育ってこなかった環境にあるのではないかと考えております。

直接的にその健康的な部分で農家のほうが離農されたというようなふうには考えてはいないところです。

○13番(清水和弘) 私はですね、93ページですね、今枕崎は見て回ったところ、この空き家がいっぱい増えて空き地もありますけど。これは固定資産税のところ、どうなんですかね、影響はどのような形で出とるんですか。

○税務課長(鮫島眞一) まず、土地につきましては、建物が建っている土地につきましては宅地、建物が無い取り壊された土地については一般的には雑種地という課税になっております。建物が住宅の場合は、軽減措置がございます。取り壊された場合は、市街地の場合は一般的に固定資産税は上昇傾向が多い事例になります。

家屋につきましては、空き家、住家にかかわらず、建物に現存する家屋に対して課税になりますので、特別空き家でない部分で課税に影響はございません。

○13番(清水和弘) 今、私も見て回ったところはですよ、この空き家でも瓦がまばらになっったり、屋根が本当おかしなところがあるわけですね。こういうのは、隣の人たちは今度はもらい被害というのが出てくるわけですね、いろんなものが飛んできてですね。固定資産税に影響してくるかもしれないけど、こういうのは壊れかかったような家屋については、行政のほうから何か推奨とか何かこう提案はしないんですか。

○委員長(沖園強) 13番委員に申し上げますが、今、歳入の審査を行っておりますので、また総括の空き家対策あたりで質疑いただければありがたいんですけど。

○13番(清水和弘) そういうところですね、私は壊してほしいんだけど、壊したら固定資産税が歳入が不足してくると思って今聞いとるわけですよ、壊してしもうたらですね。だから、壊さないような形を取っとるんじゃないかなっていうのを私は今感じとるわけ。だから質疑しとるんですよ。

○委員長(沖園強) 質疑の趣旨が分かりました。

○税務課長(鮫島眞一) 固定資産税の関係でいきますと、市街地と市街地でない地域で、一般的には住宅を壊した場合での比較になりますと、委員がおっしゃるとおり、市街地の場合は、土地の課税は上がりまして、住宅の部分はなります。郊外の場合は、土地の値段はほぼ同じか少し

下がり、建物の部分はなくなるという状況になってまいります。

ただ、住宅でない非住家の場合は、建物の分は両方を取り壊す場合はなくなりまして、市街地の場合は、逆に下がるという事例もありますので、今申し上げたのは一般的な例でお答えをいたしました。個々によって固定資産税の上下はございますので、一概に最終的に上がるのか、下がるのかというのは申し上げにくいというのがお答えになります。

○13番（清水和弘） 私はそういった家の持ち主に聞きに回ったんですけどね、知らない人がほとんどなんです。やっぱりそういうのを市報か何かで公表しとるんですか。こういう状況になりますよということをですよ。

○税務課長（鮫島眞一） 建物を壊した場合に、税金のほうは上がる下がるというのは一概に言えない場合が多いございますので、広報では上がります、下がりますという部分はお伝えはしていないところです。ただ、建物を壊した場合は、市役所のほうに御連絡を、届けをしてくださいという広報のほうは行っております。

○13番（清水和弘） 私が思うにですね、もらい被害で隣がまた修理をしたりしとるわけなんです。そういう人たちのことも考えて、やっぱりもう壊れかかったとは言わないけど、そういった状況の家はですよ、何かこう市のほうからアドバイスとかは私はすべきだと思うんですけど、今してないわけですね。

○税務課長（鮫島眞一） アドバイスは行っていないところです。

○総務課参事（平田寿一） 危険空家となるものについては、実態調査を行って、危険空家に認定して、法に基づく助言、指導を行っているのですけれども、調査をして危険空家にならなかったものについても、情報提供ということで写真を添えて、こういった破損、損壊をしていますので、適切な管理をお願いしますということで、所有者等には文書でお知らせをしているところです。

○10番（下竹芳郎） 報告書の100ページなんですけど、これの南溟館の特別企画展観覧料、これはほとんど動くゴッホ展だと思うんですけど、その詳細は分かりますか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 委員のおっしゃるとおりですね、この1,113万6,136円は、動くゴッホ展の観覧料になります。

○10番（下竹芳郎） 全部ですね。——おとといから国際芸術賞展も始まりました。このゴッホ展ですね、やっぱり飲食店も大分いい影響があったと思うんですけど、まちへの経済効果とかの試算はしていますか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 来館者にアンケートという形で取っております、そこから市内でどれだけのお金を使った、買物したか、そして宿泊をしたかというアンケートの回答はいただいておりますけれども、その結果の集計というのはそれぞれまちまちであって、経済効果の把握まで至っていないところです。ただ、一つの分析として参考にさせていただいています。

○10番（下竹芳郎） 試算はしていないってことですが、私が見た中では大分効果はあったのではないかなと思います。

その南溟館つながりで126ページ、よろしいでしょうか。これの国際芸術賞展図録等売払1万3,800円というのは、何冊ぐらい売ったってことですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） これにつきましては、1回展、2回展ともに図録を製作しております、1冊が2,700円となっておりますので、場合によっては、希望がございましたら送料込みで購入をいただいておりますので5冊ということになります。

○10番（下竹芳郎） 第3回も図録を作られていると思うんですけど、これ何冊用意されているんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 今回の枕崎国際芸術賞展につきましては500冊になり

ます。(24ページに訂正発言あり)

○10番(下竹芳郎) これ500冊用意していて、無料配布は入賞者とかにされていると思うんだけど、売る分は何冊あるんですか。

○スポーツ・文化振興課長(中嶋章浩) 販売に何冊っていう予定という形ではなくて、今回も何冊売れるかという見込みは立ててはいません。

ただ、先ほども委員がおっしゃったとおりに、受賞者に配付、そして寄附をいただいた方に配付、図録についてはそのように利用したりしております。また、次回寄附金をいただいたりするところにも、こういった形で図録のほうに掲載させていただきますということで、企業回りをしたりするときにも図録を差し上げたりすることもございます。

○13番(清水和弘) 126ページなんですけどね、この枕崎駅自動販売機電気料この2万7,804円とありますけど、これ何台設置していますかね。

○水産商工課長(鮫島寿文) 後でお答えいたします、すみません。

○5番(禰占通男) 92ページの市民税、法人税、それと固定資産税ですけど、この3つについて予算現額に対して収入済額が上がっているんですけど、これは多分3年度予算編成についての事務連絡によって予算をちょっと厳しく見積もったと思うんですけど、どの程度この予算を編成するとき、今までとすると圧縮して予算を組んだのかについて説明をお願いいたします。

○税務課長(鮫島眞一) まず、市民税につきましては、当初予算を編成するとき、まだ翌年度の課税の基礎となる所得につきましては、申告をこれから受ける時期になりますので、どのように見立てをするかといいますと、まず1月から12月までの給与所得の状況が増えるのか減るのか、事業所得の中で営業所得の方々の地域経済がどういう状況なのか、農業所得で言いますと、1月から12月までの農業所得の状況がどうなのか、譲渡所得でいきますと、土地の流動性、売買がどうなのかというところを見積もる形になります。

それぞれ増えるのか減るのかというところを基点に積み上げていくような形になってまいります。

固定資産税につきましては、基本的には3年に1回評価替えになりますので、基本的に土地の価格等は評価替えでない場合は大きな変動はありませんので、それをベースに行います。

家屋につきましては、新築家屋が1月から12月までに建てて1月1日現在が課税になりますので、どういう状況になっているのか、そして1月から12月までの家屋の滅失の状況、取壊しがどういう状況になっているのかということをお察いたします。

そして、償却資産につきましては、償却資産の申告書が上がってきて、それからになりますので、当初予算の編成の時点では、これまでの償却資産の状況と、あと資産の購入といいますか、設備投資がどういう状況になるのかというところの経済状況等を勘案して、土地、家屋、償却資産というものを積み上げていくような形になっております。

○5番(禰占通男) 4年度もこういう事務連絡が出ていますけど、この3年度分についても予算規模と収入済額の差額ですよね、これはどのように処理されているんですか。金額が結局多くなっているわけだからその処理の方法ですね、どのようになっているんでしょうか。

○税務課長(鮫島眞一) 流れにつきましては、市民税で言いますと6月1日現在が当初課税の期日になりますので、そちらで当初の調定額が出てまいります。当初予算とその時点での比較をするような形になります。当初予算で調定額が上回ってれば、その後、年度末までどのような更正等で動きがあるのかというのを注視してまいります。最終補正の中で、当初予算より大きく収入額が増える場合は、3月補正で増やす、予算に達しない場合は、減額補正をお願いするというような形になります。

固定資産税につきましても同様な形になりまして、5月1日が当初課税になりますので、その時点でその当該年度の税額、調定額が出てまいりますので、そこから徴収率等を予想しまして、

その後、年度末までで予算に対してどのような額でいくのかというところで、市民税同様、予算が大幅に増える場合は増額補正をします。予算に達しない場合は減額というような形になってまいります。

○5番（禰占通男） 総括でもちょっと尋ねたいことがありますので、それも絡めて総括であればお願いします。

○議長（永野慶一郎） 決算報告書93ページの固定資産税のところなんですけど、収入済額が昨年より3,400万ほど減少しているんですが、令和3年度も固定資産税のですね、コロナで影響を受けた方たちへの固定資産の事業をされていると思うんですが、減免措置っていうのはあったんですが、その影響があつての2年度と比較して減少しているのかどうなのか、お分かりであれば教えてください。

○税務課長（鮫島眞一） 今回の固定資産税の調定額の大幅な減少は、3年に1回の評価替えの年になりますので、その部分で減額になっております。あわせて、償却資産のコロナ減免もございます。合わせてという形になります。

○議長（永野慶一郎） どれぐらいの減免額ですかね、市税とか。2分の1とか全額。

○税務課長（鮫島眞一） 細かい数字を今持ち合わせておりませんので、後ほどまたお答えさせていただければと思います。

○2番（眞茅弘美） 120ページなんですけども、一般寄附金で500万と出ておりますが、これは一般の方からの何名の方からの寄附でしょうか。

○総務課長（山口太） 一般寄附金につきまして、お尋ねをいただきました。これは本年4月の広報紙でも御紹介したかと思いますが、エムケイ事業協同組合から一般寄附として500万円受けたものでございます。

○2番（眞茅弘美） 分かりました。

それと指定寄附金というふうにございますが、このように項目が6つに分けてあります。指定寄附金っていうのは、今この項目が分けてある部分に対してその寄附される方がこの部分に対してって言われて寄附されるってことでしょうか。

○財政課長（籠原正二） 特に寄附金の使途に指定がない場合は一般寄附としていただきます。対しましてこの指定寄附といたしますのが、使途をそれぞれ指定いたしまして、その目的に応じて寄附をいただきまして、そしてそのいただいた趣旨に応じて活用させていただくという形になります。例えば、総務管理費寄附金につきましては、地域振興の目的としてメガソーラー事業者から寄附金をいただいて地域振興基金に積立てています。水産業寄附金につきましては水産多面的機能発揮対策支援事業等について寄附をいただいてそれを事業に活用し、社会教育費寄附金については文化振興基金に積み立てたりと、それぞれ歳出予算に組んで充当して活用させていただいたりという形になっております。

○2番（眞茅弘美） そうしますと、例えば寄附をされる方が何か目的があつてこの指定寄附の部分に当てはまらない場合は、もう一般寄附として寄附して、必ずしもその部分に使われてっていうことはできないってことでしょうか。例えば、動物愛護のために使ってくださいとか、どこどこ公園をきれいにしてくださいとかというふうに、公園に関してはあるのかな、指定の部分に当てはまらないことに対しての寄附される方がこの部分について言われた場合は、当てはまらない部分に対しては、その寄附金を充てることはできないということでしょうか。

○財政課長（籠原正二） 寄附をいただく場合、市としてそういう寄附金をいただいて活用できる事業があるかどうかというのを一つ考えなければならぬところだと思います。

寄附金を例えば何かのために使ってくださいということで寄附をいただいたとしても、それが例えば市の考え方とちょっとそごがあつたり、そういう場合にはいただけない場合もございますし、市としてちょうどこういう事業をしたいということがあつて、歳出予算に活用したいという

場合があれば活用させていただくと、ケース・バイ・ケースになってこよかなというふうに思います。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど、126ページの歳入の枕崎駅の自動販売機の電気料ですが、駅舎内に自動販売機が1台ございます。

○13番（清水和弘） 1台の収入ということなんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） ここに書いてありますとおり、電気料を自動販売機を設置している事業者からいただいているということです。年間の電気料が2万7,804円ということで収入があったということです。

○13番（清水和弘） この庁舎内にもですよ、自動販売機を設置されとると思うんですけど、その処理はどうなっとるんですか。

○総務課長（山口太） 令和3年度では5台だったかと思うんですけど、電気料金はいただいております。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 先ほど11番委員から、第3回枕国際芸術賞展の図録の部数について、私のほうで500部と説明いたしましたが、1,000部の訂正でお願いします。訂正しておわびいたします。

○13番（清水和弘） 庁舎内に5台と言いましたけど、これの収入というのはどうなるんですか。

○総務課長（山口太） しばらくお待ちください。お調べして答弁いたします。

○10番（下竹芳郎） 125ページの雑入なんですけど、この生活保護費返還金というのはどうお金なんでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 生活保護において、過支給が生じた場合にその対象者から返還していただくものになります。

○10番（下竹芳郎） 440万ってのは大きいお金なんですけど、過支給というのは何人かいらっしゃったんですか。

○福祉課長（福永賢一） しばらくお待ちください。

○10番（下竹芳郎） 総括でも後でもいいですよ。

○委員長（沖園強） 総括でお願いします。

ほかにありませんか。——ないようですので以上で歳入の審査を保留いたします。

この後、総括というような形になっていくんですけど、休憩はよろしいですか。

このまま続行していいでしょうか。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

[総括]

○委員長（沖園強） それでは次に、一般会計全般の総括となります。

まず、昨日保留となっております福祉課の敬老祝金支給事業及びシルバー人材センター運営費について、次に教育総務課の幼稚園費扶助の予備費からの充用について当局から説明をお願いいたします。

○福祉課長（福永賢一） 昨日答弁を保留いたしました、5番禰占委員の敬老祝金の質疑について答弁いたします。

敬老祝金については現在、条例で9月1日の基準日を設けております。敬老祝金に限らず基準日を設ける制度については、該当者にならずに給付を受けられない場合が起こり得ます。委員がおっしゃるような不公平感を減らす方法としては、基準日を対象者の誕生日とすることが考えられますが、そうすると、担当者の事務が増えることとなります。現在は複数の事務を兼ねる職員が準備を重ねて、可能な限り直接対象者を訪問し敬老のお祝いを伝えることに意義があるとして、各課の職員の協力をいただきながら、一斉に1日かけて今年の場合は9月5日に対象者宅を訪問



し祝金を支給しております。

基準日を対象者の誕生日にすると、毎月また毎日のように準備が必要となってまいります。現在の対象者数と事務の効率を考えますと、現在の対応がベターであると考えますが、また今後、対象者が恒常的に少なくなるなどして、また制度を見直し検討する場合がありますら、また貴重な御意見として参考にさせていただきたいと思っております。

○5番（禰占通男） 言えば9月5日だったですかね、配付する以後の人はいいけど、生存してればいいんだけど、不幸に亡くなった方との不公平さをなくしてくださいってこと。だから今課長が言うように手間がかかったりいろいろなものがあるんじゃないですか。それは逐一見直してもらいたい、といった市民が納得するように、また、行政もまたその労力を使わなくてできるようにしてもらいたいというその意味での質疑です。そういうふうをお願いします。

○福祉課長（福永賢一） 続きまして同じく昨日答弁を保留いたしました、9番立石委員のシルバー人材センター運営費補助金の質疑について答弁いたします。

シルバー人材センター補助金の運営費分の算定基準としましては、過去3か年の平均会員数及び平均就業延べ人員で運営費ランクがAからCの3段階に判定されます。本市のシルバー人材センターにおいては、平均会員数251人、平均就業の延べ人員2,201人、これが令和3年度の当初の段階でBランクに位置付けされ、国及び市からそれぞれ533万9,000円の補助を受けております。このBランクの範囲については、平均会員数150人以上かつ平均就業延べ人員500人以上が最低基準であります。本市シルバー人材センターはどちらも十分現在クリアしている状況です。

これがAランクとなり、補助金が732万9,000円となるためには、平均会員数が398人以上かつ平均就業延べ人員6,818人以上となるか、平均会員数が826人以上かつ平均就業延べ人員が3,283人以上となる必要があります。どちらの条件も厳しいハードルであると考えています。

ちなみに、平均会員数が150人未満または平均就業延べ人員が500人未満になりますと、Cランクとなり補助金が392万2,000円に下がることとなります。

○9番（立石幸徳） 補助金が下がるようにですね、シルバー人材センターを盛り上げていただきたいと思っております。

○教育総務課長（宮原司） 保留しておりましたことについて答弁をいたします。

昨日、9番委員からお尋ねのありました決算書53ページの幼稚園費の扶助費における予備費からの充用について申し上げます。

今回の予備費からの充用につきましては、子育てのための施設等利用給付事業に係るものでございますが、この事業は満3歳から5歳までの子供を私立幼稚園に通園させている世帯を対象に、月額2万5,700円を上限とした保育料と、月額1万1,300円または1万6,300円を上限にした預かり保育料の実費を保護者に対して償還払いする事業、また、年収360万円未満相当または第三子以降の子がいる世帯を対象に、月額4,500円を上限に副食費の実費を該当する保護者に対して償還払いする事業が対象となっておりますが、この事業の支払い方法につきましては、昨日も御説明いたしました。保育料と預かり保育料は3か月に1回の償還払で、副食費については1年分を3月末にまとめて償還払いをしていたところです。

当初予算においては、それぞれの事業に係る園児数を積算し計上したところですが、令和3年度の当初予算においては、各園の保育料の値上げについて把握しておらず積算をしていなかったところです。

令和3年度に入ってから、各園が1,000円の値上げを行っていたことが判明しましたが、保育料については園児数の減少等も見られたことから特に増額の補正は行わなかったところですが、3月補正において、当初予算よりも保育料については値上げ分の影響や預かり保育を利用する世帯の増加があり増額となることから、50万円増の補正予算をお願いし御承認いただいたところです。

副食費につきましては3月補正では増を見込んでいなかったことから、補正予算をお願いしなかったところですが、令和3年度におきましては副食費の対象を当初予算では31名で見込んでいたところですが、最終的に年収360万円未満相当または第三子以降の子がいる世帯において38名が対象となり、7名の増加となったため約22万円の不足が生じました。

また、保育料においても当初97名で積算をしていたところですが、最終的には10月以降に転入や満3歳で対象となった園児が7名増加となり、保育料においても約45万円の不足が生じました。令和元年度にこの事業が始まって以降、副食費についてはこれまで、3月末に1年分をまとめて確定し支払いを行っていたことから、令和3年度事業の確定時には既に3月議会も終了していたため予備費での充用をお願いしたところですが。

今回の予備費の充用につきましては、副食費の確定支払いが年度末になっていることや、対象園児数の増減について、早期の把握が難しかったことで、補正予算で対応できず予備費の充用をお願いすることになりましたが、令和4年度事業においては、市内の幼稚園との連携を密にし、確実な対象園児の状況の把握に努め、確実な積算を行うとともに、年度末一括支払いの方法につきましても変更が可能かどうかを含めて検討してまいりたいと考えております。

○9番（立石幸徳） 経過については、大体理解したつもりなんですけど、まだじっくりこない部分が幾つかあるんですね。まず、予備費充用をした日時はいつですかね。

○教育総務課長（宮原司） 令和4年3月31日になります。

○9番（立石幸徳） もう年度末ぎりぎりですよ。そして、昨日も説明があったように、これは3年度の最終補正、つまり私これ予算書を持って来ていますけど、補正第13号の補正予算ですよ。そこでは50万円補正を増額していると。それで、この事業自体は、補助事業になっているわけですよ、そうしますと、予備費充用で追加をした金額についての補助金はどうなるんですか。

○教育総務課長（宮原司） 令和4年に過年度分として、歳入として入ってくるということになります。

○9番（立石幸徳） 4年度、過年度分の補助金च्छゅうそれは申請っていうか、そういうことをすれば、許可といいましょうか、受け入れられるんですか。

○教育総務課長（宮原司） 最終的に実績の報告をしまして、報告を出しますのでそれが確定してからということになると考えております。

○9番（立石幸徳） 要するに年度を越して過年度分の補助金を申請し、それが実績云々च्छゅうより補助金ですからね、これはですね。そうしますと、今年度はその辺もいろいろ何といいましょうか、そういうはっきり言えば変な事態が起こらんように、ちゃんとした見通しを立ててっていうことですが、ちょっと問題点を整理して補正第13号を起案するときのな、50万の補正ですよ、これはそのときには今言った副食費あるいは保育のいろんな増加、この辺は全然補正第13号を起案するときは検討はされていなかったच्छゅうことですかね。

○教育総務課長（宮原司） 3月補正を提出する時点が1月冒頭になるかと思いますが、その時点では、保育の当初予算の積算した97名という数字が10月の積算をした段階では96名という状況でしたので、そこについては結局保育料が1,000円値上げした分で、最終的に3月時点でも96名ということで保育料については3月補正時には16万2,510円が不足すると、預かり保育料につきましては、補正を提出する段階において最終的に預かり保育料として20万8,650円の計37万1,100円が確実に足りないということが見込まれましたので、副食費については例年3月ということで人数は変わらないということで、ここについては変わらない金額で積算をして多少の増加があっても大丈夫だろうということで、3月の補正予算時には50万円の補正をさせていただいたということでございます。

○9番（立石幸徳） この件は、昨日言ったように財政のほうと相談をしてच्छゅうこともあり

ましたけど、こういった申入れが財政のほうに来て財政のほうではどういう対応といたしましょうか、考えで、オーケーを出すような感じになってきたんですかね。

○財政課長（笹原正二） まず、今回の教育総務課の事業につきまして、御相談がありましたのは最終的に実績で判明したものでございますので、4月になってからの相談になりました。その段階で、令和3年度の支出ということになっておりますので令和3年度で整理されますが、その段階で当初、想定していなかった部分が出てきたということでいとまがないと、当然議会在終了しておりますので予備費での対応しかできないということでございましたので、そういう対応となっております。

○9番（立石幸徳） その3年度の事業が、4年度になって判明するっちゃうのは私ちょっと理解できないんですけどね。それは実際そういうふうになってしまったっちゃう。

○財政課長（笹原正二） 多くの事業で、出納整理期間の中で歳出が判明する場合もございます。事業費が確定する場合もございます。その段階で、当然ながら予算措置されていた部分についてはその中でやるんですけども、今回の場合は令和3年度に支出すべきものの中で財源として不足していたものがありましたので、予備費という形で3月31日に対応させていただいたという形になっております。

○9番（立石幸徳） 経過とかそういうのは、当然そういう流れであった事実でしょうから、ただそういうことがいいのかどうかっていう立場で我々は審査するわけですよ。それは当然、4年度はその辺は改善したいということをもう言われているわけですから、おかしなことをされたわけ、はっきり言いまして。なぜそのおかしなことになったのかっちゃうことは、はっきりこの担当のほうでは反省すべき点っていうようなものも含めてですね、きちっと整理しておっていただかないと、我々はただこうこういうことで、もうなってしまったんですよということだけで受け入れるわけにいかんでは、議会としては。

教育委員会の教育総務課長が言ったように、今後は幼稚園とかそういうところの連携をしっかりしたいと改めて言っていますが、そういうことは当然至極のことで副食費を出すわけですからね。今さらこういう予備費充用になったから連携を深めたいち言うのも、それはおかしなっちゃうことじゃないですけども、ちょっと聞くに耐えんですよ。経過と今後の反省点という意味ではちゃんと整理をしていただきたいと思います。

○教育総務課長（宮原司） 先ほども答弁をいたしましたけれども、その当然、幼稚園の連携については、園児募集の段階で値上げをする場合については当然のごとく値上げを保護者にも通知をしたいと思いますので、その確実な把握に努めることと、副食費が年度末1回の精算確定ということですので、これを年度途中において1回仮の積算ができないのかということのを他市の状況等の状況把握に努めてですね、このようなことがないように努めていきたいと考えております。

○委員長（沖園強） 9番の指摘は真つ当な指摘だと思いますので、今後注意してください。

それでは審査をお願いいたします。

○12番（東君子） 昨日もですね、学校給食のところで触れたんですが、言い残したことがありましたので、よろしくをお願いいたします。

決算報告書190ページ、教育費のところ、今ですね、給食費の無償化に取り組むところが結構新聞なんかでも紹介されているんですが、ぽつぽつ出始めてはいるんですが、昨日のお話で困窮世帯についてはですよ、必要な援助がなされているということで安心をしたところです。

それで、各自治体でこの給食費を負担するというよりは、やはりこれはですよ、憲法第26条で義務教育の無償化がうたわれているので、食育も、これはもう無償化にすべきだとそういうふうに思います。

それで、枕崎市もですよ、全国一律に給食費の無償化、これに取り組むように、市も何らかの声を国に対して上げるべきではないかなというふうに思っているところですが、どういうふうに

考えられますか。

○給食センター所長（宮原司） これまでも一般質問の中で給食費の無償化について質問をいただいていたところです。これまでも答弁したところ、今のところ一応、給食費の無償化について、本市の教育委員会内で特に検討していることはございませんけれども、国がどのように給食費の無償化の部分について考えていくのかについては、動向を見守っていきたいということで、今のところは考えているところでございます。

○12番（東君子） やはりコロナ禍、物価高、大変な家庭が今後増え続けるだろうというふうに思います。ただ、市としても財政難だったりですね、その財政の差があって、市が全面的にそれを負担するっていうのもどうなのかなというふうに私も今そういうふうに考えていますので、ぜひですね、子供の食について力を入れるようにですね、一緒に考えていきたいなと思います。要望しておきます。

○13番（清水和弘） 私、先ほどの庁舎内の自動販売機の設置台数について質疑しておったんですけど、答弁は。

○総務課長（山口太） 先ほど13番委員からお尋ねをいただいた庁舎の自動販売機の電気使用料について答弁いたします。

先ほど、令和3年度は5台設置と申し上げました。会社としては3社なんですけれども、5台分で合計で11万7,386円となっております。

○13番（清水和弘） この料金はどこに計上しておるんですか。

○総務課長（山口太） 決算報告書の125ページの右側の雑入の項目がたくさん並んでおりますけれども、その真ん中辺りに水道事業会計等光熱水費負担51万6,386円とあると思います。その中で、私が今申し上げた自動販売機の電気使用料が11万7,386円、あとは水道事業、下水道事業、あるいは職員組合の行政財産の使用に係る電気料金、水道料金でございます。

それぞれ申し上げますと、水道事業が20万1,000円、下水道事業が6万7,000円、職員組合が13万1,000円、合計39万9,000円と先ほどの自動販売機の電気使用料を合わせまして51万6,386円ということでございます。

○13番（清水和弘） 職員組合で庁舎を使っていると思うんですけど、その使用料とかいうのはどこに載っとるんですかね。労働組合のほうが使っているところですよ。

○総務課長（山口太） 決算報告書の97ページに総務使用料、総務管理使用料というところで行政財産目的外（庁舎）6万0,324円、これに入っております。

○13番（清水和弘） 目的外の6万0,324円、このことですか。

○総務課長（山口太） そのとおりでございます。

職員組合の分が5万3,390円、九州労金の加世田支店のATMがございましてけれども、その分が6,444円、郵便事業会社、これは郵便ポストの設置の関係ですけども、これが490円の合計6万0,324円であります。

○9番（立石幸徳） 決算報告書の5ページになるんですかね、3年度財政の総括といたしましうか、非常に評価すべきことだと思うんですが、この経常収支比率が84.1%。これまでずっと、私も記憶がないんですが、ほとんど90%以上、どうかすると100%近くの本市の経常収支比率だったんですが、この84.1%というところで、経常収支比率が本市の場合80台になったのは、いつ頃からの80台への復活といたしましうか、過去80台になった年度は記録では残ってはいるんですか、いないんですか。

○財政課長（籠原正二） 大変申し訳ございません。ただいま平成19年度以降の資料しか持ってきておりません。19年度以降については80%台というのはございません。令和3年度が最初でございます。

○9番（立石幸徳） 19年度といたしますと大体15年、19年度から経過しているんですけど、15

年間、経常収支比率、本市の場合、80台はなかったということですよ。

一般的にこの自治体の財政分析に当たって、経常収支比率というのは、85ぐらいが正常値って言ったらかかしいんでしょうけど、一番いい形になるんじゃないかっていう、いろんな財政分析の教科書もありますけれども、本当にこういう形ですって、本市の財政もようやっといいましようか、正常なものになっているのかなちゅうその感じを受けるんですよ。

これもひとえに、私はふるさと納税のおかげだと思っているんですけど、経常収支が80台にこうしてなってきたということについて、財政当局のほうは、その要因、ここに3年度分の要因は書いてありますが、全体的にどういう分析をされているんですかね。

**○財政課長（笹原正二）** まず、80%台になったということは、おっしゃるとおり財政状況的には改善してきていると言えますけれども、令和3年度につきましては、比率の分母の要素が大きくございます。

普通交付税が大きくなり、そのことで分母となる経常一般財源収入が大きくなったというのが一つ大きな原因となっており、この状況が、必ずしも今後続いていくとは言えないところがございます。恐らく全国的に、今年度については、交付税を受けられている団体についてはこの部分については改善要素となっているのではないかと考えているところでございます。

対しまして、分子となる経常経費充当一般財源につきましては、まず、人件費で職員給が下がってきたというのは、これまでの蓄積として改善につながってきているということもございます。あと、今年について扶助費の減も大きかったのですが、扶助費については対象者の減というものがございます。

例えば生活保護費であるとか、児童福祉関係であるとか、対象者の減というのもございますので、この対象者の減というのは普通交付税ともリンクしてまいりますので、必ずしもそれがダイレクトに状況の改善につながらない面もありますが、この人件費、扶助費の減少というものが改善につながっている部分ではないかというふうに思っております。

それと、経常経費につきましては、ふるさと応援基金を充当している部分もございます。

例えば、扶助費でありますとか、物件費の予防接種でありますとか、経常経費の中でも比較的事業費の大きいものについて、ふるさと応援基金を充当できる状況となっているということもございますので、それも一つの要因というふうに分析しております。

**○9番（立石幸徳）** 令和3年度が好転ちゅうかよくなったからといって、これがそれこそ経常的なものにはならんだろうというような見通しらしいですけども、前も一般質問で使ったんですけど、財政とかこういうものを好転ちゅうかよくするっていうことは大変な努力が伴うんだと思うんですね。

しかし、一旦、悪化っていいましようか悪くなったら、たちまちのうちについていいましようか、俗に坂を転げるようになって言いますけど、悪くなったら本当に歯止めが利かない。

例え話として、大昔の世界史上一番帝国が続いた中国の元帝国で、財政を仕切った耶律楚材っていう人が、「一利を興すは一害を除くに如かず」と、結局もうけを出すことよりもそういう無駄なことをしないことが一番いいことなんだということで、元帝国の長期的な持続を図ったちゅうことですけど。

本市の場合、そういう無駄な部分がですね、まだ私はこう総括ですからあえて言いますが、あちこちにいっぱいあるんじゃないかという気がするんですよ。

それだけは一応、意見として申し上げて、そしてもう一点ですね、本市の一番強みというか、地場産業がですね、どうもコロナの影響と言えればなんか水産から農業から、その他の商工業を含めて私はめっためったになっているような感じを受けるんですけどね。この本市の一番強みである産業の力っていうのは、今の市当局はどういうふうに考えているんですかね。

**○水産商工課長（鮫島寿文）** 今、9番委員からありましたとおり、現在コロナ禍の中での経済

回復を考えていたところにですね、昨年末ぐらいからの世界的な情勢、そういったもので物価高、原油高、そういったものが非常に市内経済を圧迫しております。

生活者の部分においても物価高で非常に厳しいところですが、特に私どもが担っております水産関係におきましても、本日もちょっと漁協とも話をしたんですが、一本釣りもカツオ漁業も不漁といたしますか、なかなか魚が、カツオが湧いてこない。それと、海外まき網船のかつおぶしの原料になります冷凍カツオのほうも7月から9月までがFADという集魚装置の禁漁期間になっておりまして、その関係で海外まき網船もなかなかまき網の冷凍カツオが上がっていない状況です。

そうした中で、物の価格、原料価格が冷凍カツオのほうも250円を超えて260円とか270円とかそういった値がついているところでもありますので、かつおぶしの製造者においては、価格転嫁ができればよろしいんですが、なかなか大手のスーパー等も小売店等もかつおぶしの削りパック等の価格が上がっていないといたしますか、上がるのは年明け以降ではないかということで、製品を作っている事業者の皆さんは価格転嫁ができていないというのが実情で、経営的にも非常に今厳しい状況にあるとは承知しております。

また、市内の飲食店の状況も、昼間の状況はある程度回復があったんですけども、夜の懇親会、宴会等がなく厳しい状況が続いております、そこに卸す農産物、水産関係の方も、やはり沿岸のそういった魚もなかなか浜値が戻らないといった状況があり、非常に厳しい状況が続いていると認識しております。

円安等も相重なって、物価が消費者物価と、あと昔言っていました卸売物価、今は企業物価指数そういったものが上がってきているという中で、非常に懸念しているのは、どうしても海外情勢が本市に与える影響というのは非常に大きくなって、全国的にも厳しいものがあると考えております。

その中で、一方で本市もHACCP事業ということで海外輸出を見越した生産性向上の取組で海外輸出を目指す事業者にとっては、円安という逆な意味で海外に輸出する部分については、これまで以上に利益幅が出ているというのもございます。

ただやはり、どうしても海外に輸出する部分というのは、全体的な量からしますと金額的にも少ないところがございますので、この円安、物価高、原油高というのが非常にコロナ禍の中で経済回復を図ろうとしていたところに大きな打撃を与えているというのは承知しております。

今、私どものほうでも、商工会議所やかつおぶしの業者にも浜値の動向、価格転嫁の動向等もお聞きしておりますので、国の会議も物価高や生活支援のそういった会議もありまして、その中でも生活者支援、事業者支援という事業推進メニューも出ておりますので、その辺も今庁内でも共通認識をして対策を考えていかなければならないと思っております。

**○農政課長（沖園信也）** 農業につきましては、農家の高齢化、また後継者不足、あるいは気候変動に伴う部分、さらにこれに加えてサツマイモ基腐病などの病虫害の発生、こういったものが以前から言われておりました。こういったものに加えて、新型コロナ、そして物価高騰、今回の肥料、飼料、燃油、そういったものが高騰が重なって、かなり厳しい状況にあると感じております。また、水産商工課長からもありましたように、そういった生産物に対して、農産物に対して価格転嫁ができていない部分、この部分も非常に大きいのではないかと感じております。

こういった部分が解決されていけば、また農家自体も元気が出てきて、これからのやる気等につながっていくものと考えておりますが、現状では厳しい状況かと思っております。

**○9番（立石幸徳）** 総括でこの9月決算の審査っていうのは、当然ながら来年度、今度から令和5年度の当初予算編成にこの決算審査のいろんな意見、要望、そういったものを反映させるっていう役割がありますのでね、ぜひ私は令和5年度当初にはですね、本当に枕崎の働く人たちがやっぱりやる気を起こせるような予算、そういうのを出してほしいと期待しているんですけど

も、そのために、どうもこのその働いている現場の人たちと行政とのいろんな会話っていいでしょうかね、そういうのが不足しているような気がしてなんののですよ。

というのが、私どももしょっちゅう現場の声を聞いているわけじゃないけれども、たまに行くともう行政は全然視野にないような感じですよ、目の中にない。それではやっぱり本当に働く人たちのやる気を起こせるような予算づくりというのは難しいと思うんですよ。

ですから、できるだけ皆さん方も忙しいんでしょうけれども、時間をつくってやっぱり現場でというか、町で働いている人たち、水産、農業、そういった生の声を聞いてほしいとこれはもう最後に要望しておきます。

**○5番（禰占通男）** 報告書の135ページ、この財政調整基金についてお伺いします。

ここの資料に表になっているんですけど、平成23年度からこの令和3年度予算までずっと積み増しされて16億9,300万。毎年増えております。そして、3年度は取崩しなかったということのところに説明があります。

それと、あと議会の審査が始まる前に、この令和4年度の今後の見込みの一覧表をもらっております。これによると、19億3,800万まで積み上がるということですけど、これについては、積み増しについては本市は何か基準があるんですかね。

**○財政課長（籠原正二）** 財政調整基金の積立額につきましては、令和3年度決算の剰余金として実質収支が7億1,000万程度ございましたけれども、その半分の約3億5,500万につきましては、基金に積むか、地方債の繰上償還に活用しないといけないということが地方財政法の中で定められております。これに基づきまして、本年度におきましては、その半分を全て財政調整基金に積んだものでございます。

これまで地方債の繰上償還も毎年のように行ってきたところですけども、新たな借入れ利率と、今残っている地方債の残高にある最も高い交付税措置のない地方債の利率が大体似通ってきたということがございまして、地方債の繰上償還の効果というものがかなり薄くなってきているということもあり、基金に積んで現金を持つという形で、財政調整基金のほうに今回3億5,500万円積んだということでございます。

さらに最終的に年度末になって、その中でも剰余が予算の調整の中で発生する見込みとなるとさらに積み増しする場合もございます。

**○5番（禰占通男）** 先ほど、前の委員が経常収支比率が載ったページに、89ページです、この標準財政規模も3年度は65億7,700万と出ているんですけど、この財政調整基金については、市町村の場合は20%程度が目安じゃないかという何か考えがあるそうなんですけど、これでいくと、本市としては、令和2年度か今年度ぐらいが積み上げた分がちょうどそれに該当するのではないかと思うような金額なんですけど。

今、課長もおっしゃられたように、年度末での取崩しいろいろ考えられるんですけど、それについてはどうなんですか、今後。本当に順調に積み上がって、今のこの金額まで来たということはね、すごいと思うんですけど。

**○財政課長（籠原正二）** 財政調整基金の適切な額、委員がおっしゃるとおり標準財政規模の20%という考えもされる場合もございます。標準財政規模の20%といえば12億程度ですけども、そこを維持していくためには大体15億程度の残高を考えていかなければならないラインかなというふうには考えておりますが、財政調整基金の今後の方針といたしまして、財政調整基金というのは、純粋な貯金になりますので、貯金ができるうちは伸ばしておいたほうが良いと。その上で、必要となる事業については、いろんな目的基金であるとか、そういうもので不足する場合は財政調整基金を吐き出していくという形になっていこうかと思っておりますけれども、基本的には今後、例えば大型事業により地方債の償還が増えてくるといった場合にはそこに対するものとしては一般財源でございまして、それに備えていかなければならないということもございます。

減債基金という考え方もありますが、基本的にはいろんな用途に使える財政調整基金のほうに当面の間は積んでいこうと今のところそういう方針でいるところでございます。

○5番(禰占通男) もう一点、この決算剰余金、先ほど課長がおっしゃられたように2分の1を下回らない分で積み立てる、またそれか地方債の繰上償還に使えるわけでしょう。この3年度予算も繰上償還という言葉があちこち説明のところに出てくるんですけど。

今後ですよ、今、地方債が100億を上回っているわけでしょう。この2分の1残りを財政調整基金に入れるのか、入れないのかは当局側の考えだと思うんですけど、それなりにこの繰上償還をまだ今まで以上に多くするとか、そういう考えというのはないんでしょうかね。

○財政課長(笹原正二) 地方債残高と、現金のどちらを優先していくかということもございませぬけれども、令和3年度剰余金においては、地方債の繰上償還には活用いたしませんでした。ただ、まずその繰上償還を行うべき対象といたしますのが、ある程度利率の高い地方交付税措置のない地方債について、これまでも繰上償還をしております。

今後において、どういう形で財政状況を考えるかということになりますと、委員がおっしゃるとおり、現金を持つのか、借金残高を減らすのか、どちらかにするかという考えもございませぬ。これは長期的な目を持って考えていかないといけないと思います。

現金としてある程度持つておくのか、繰上償還をして地方債を少なくしていくのか、そこはです、今年度は確かに繰上償還を行いませんでしたけれども、今後についても、毎年繰上償還の可能性については、その状況に応じて、どちらがベターなのか、少し中長期的なスパンの目を持って考えていきたいと考えております。

○5番(禰占通男) 最後ですけど、課長もおっしゃられている交付税措置のない地方債分というのは今、正確にはいらぬけど大体どのぐらいあるんですか、額としては。

○財政課長(笹原正二) 申し訳ございません。その分析をしている資料を今現在持ち合わせてございませんので正確な答弁ができません。

交付税措置のない地方債については、以前、道路事業の整備を行うに当たって、地方道路等整備事業債ということで、交付税措置のない事業債を活用せざるを得ない時代もございました。過疎対策事業債が借りられないときですね。その地方道路等整備事業債と、あと退職手当債も財源手当てのために借り入れたときもございませぬ。

これについては、大分残高も減ってきておまして、それについては財政状況を圧迫している状況ではないですけれども、少なくはございませぬが、あと交付税措置のない事業債で、ある程度額が大きなものについては公営住宅事業債がございませぬ。

これについては、使用料収入で賄われていくものでございませぬので、財政を圧迫するものではないというふうに判断してございませぬ。

ということで、交付税措置のない地方債は、全体としては割合は高くないというところもございませぬ。

○5番(禰占通男) 私が議員になった頃、個人的っていうか、市民生活でも借金するよりあるだけ返したほうが良いというのが感覚ですよ。それで、行政にしたら、その頃は財政的にも厳しかったのか知らんけど、結局、最後まで借りたほうが得ですよ。ちゅうそんな説明でしたが、ここまでずっと昼からも審査しているように、臨時的なお金が大いに入る、そしてこういうふうにして本当に繰上償還までできるということはいよいよ財政の流れになってきたなと私は思っております。

○税務課長(鮫島眞一) 先ほど、永野議長のほうから質疑のありました新型コロナウイルス感染症の影響に伴う固定資産税の減免の金額について、回答を保留していた部分を回答いたします。事業用家屋償却資産が対象となっております、それぞれ合計で229件で、金額としまして3,958万7,000円が減額されております。



○議長（永野慶一郎） これ今年度も実施されていますかね、継続されていますかね。

○税務課長（鮫島眞一） 令和3年度限りとなっております。

○委員長（沖園強） 委員の皆さんに申し上げますが、もう2時間近くなるんですけど、まだ質疑のあられる方は挙手をお願いします。

[挙手する者あり]

○委員長（沖園強） ここで10分間休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時53分 再開

○委員長（沖園強） 再開いたします。

○10番（下竹芳郎） 報告書の175ページなのですが、火之神公園の来園者の計算は、お魚センターの入館者に係数を掛けるんだったんですかね。もう一回教えてください。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今お尋ねの数値につきましては、プールにつきましては実数で使用料をいただいて入り口のほうでカウントしておりますが、公園の来園者につきましてはそういった数値がございませんので、推計ということで、お魚センター、各民間の事業者を含めて、来館者数等を出していただいておりますが、そういったもので、今委員がおっしゃったように推計値ということで公園の来園者を出しております。

ただ近年、駐車場整備もするというところで、駐車台数とか、テントの張り具合など調査をして、令和3年においても、コロナ禍でありましたがコロナの影響のない月においては、土日ですと駐車台数が30台を超える月もございました。

一般のラインを引いている駐車場以外のところに止めている場合もございましたので、令和2年としますと、令和3年は増えてきているというのは実感しているところでございます。

○10番（下竹芳郎） その推計というのものなかなか、駅とかお魚センターに来た人と比例するんですよ。なかなか通用しなくなってきたと思うんですが、キャンパーがこの中の3年度2万7,000人の中に何人ぐらいだっているのは把握ができていますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど申し上げましたとおり、毎日常駐している管理人等おりませんので、観光協会では週末等には特に利用状況といいますか、現在の駐車台数を5段階ぐらいで出しておりますが、その中で、先ほど申し上げましたとおり、天候がよかったり、曜日によってはテントの数が40張りを超えて設置をしているときもございますし、その辺の概況は把握しておりますが、具体的な人数というのはカウントができていない状況ですので、あくまでも推計値ということで御理解いただきたいと思います。

令和3年はコロナ禍でありましたが、令和2年と比べますと、行動制限があった期間もありますが多かったということで、観光協会のほうからも報告をいただいております。

○10番（下竹芳郎） そのキャンパーのマナーなんですが、前にも一般質問で、通り沿いのごみ集積所にごみを捨てるとか、バーベキューの直火の問題もあるんですが、その辺のマナーはどうなっているか分かるでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） まず、公園外のごみの集積場にキャンプ客と思われる方のごみの投棄があったということで、私も実際にその現場、ごみ集積場に行ってお話もお聞きしました。

また、市民生活課でもそういった対応をしていただきまして、そういったことがないように検討しているところですけども、私どもとしましても、公園内に公園内のマナーは書いてあったのですが、公園外でもごみの投棄等をしないようにということで注意の立て看板を立てたところなんです。

その後、そのような状況はあまり見受けられないのかなと思っておりますが、立神地区の複数箇所のごみの集積場でそういったことがあると聞いておりますので、随時その辺は聞き取りをしながら、そういったことがあれば市民生活課とも協議をして対応してまいりたいと思っております。

す。

キャンプ場の芝生の上での火の取扱いについては、燃焼を抑えるマットを敷くとか、また高さを上げてたき火をしていただくというようなことをお願いしておりますが、以前としますと大分芝生が焦げた状況は改善されておりますが、この前も少し見に8月に行ったんですけども、やはり複数箇所、芝生が焦げている、茶色くなっているところがありましたので、引き続き、その辺は注意喚起をお願いしていきたいなと思っております。

あまりにも注意喚起の看板が多いのも思っているのですが、中には常連で来られるキャンプ客の方が注意しているという状況もお聞きしております。

また、何か月に1回は、キャンプ仲間同士でボランティアで火之神公園の清掃も行っていただいております。

その集めたごみについては、水産商工課で内鍋清掃センターに仕分して持っていくというような取組もしております。

ごみについては、市民生活課の環境整備係とも協議をしながら、注意喚起を促し、対応を協議していきたいと思っております。

**○委員長（沖園強）** お願い申し上げますが、もう既に総括に入っておりますので、できれば総括的な質疑をお願いします。

**○10番（下竹芳郎）** 何年か前の決算委員会か予算委員会で、火之神公園のキャンプの入場料、使用料は徴収しないと言ったんですが、徴収したほうがマナーも上がるんじゃないでしょうか、その辺はどうでしょうか。

**○水産商工課長（鮫島寿文）** 今、火之神公園は、キャンプ場敷きということで、森林管理署が所有する国の土地をお借りして、年間通じて無料ということで、使用料をこちらのほうから国の機関に払うことなく、無料で借りてそこを無料で貸し出すということで、国の森林管理署にも話をしております。

そうしたときに、もし有料でとなりますと、そのキャンプ場敷きとして使います土地の収支計画書を作って、その分の使用料も国に払わなければなりません。

以前は、たしか7月20日ぐらいから8月いっぱいまで四、五十日間の収支計画書を作って、収入を出して、そして支払いということをしておりましたが、キャンプの形態というのが変わってきておりますので、昼間にキャンプのテントを張りますが、泊まらずに、昼間だけそこでくつろいで帰るとか、そういった方々もいらっしゃいます。

そういったのも含めて、現在のところ、自由に市民の方も、そして日帰りで帰る方も使えるように、無料で今のところは開放しておりますが、状況によっては有料化して、管理というのも必要かと思っておりますので……。ただ、今の状況的には、他のキャンプ施設と違いまして、柵を設けてしっかりとした入り口、出口というのがないオープンなキャンプ場敷きですので、そこについては、料金を徴収するとなると、管理的な部分もやはり経費をかけてしなければならないと思っておりますので、そういったことについては、以前からそういった御意見がありますので、今後も管理の仕方、有料化についても検討は続けてまいりたいと思っております。

**○2番（眞茅弘美）** 同じ175ページの説明欄、真ん中ほどなんですけども、国内外観光客誘客事業840万8,000円と出ておりますが、こちらのお魚センター等の効果をお示しいただきたいです。

**○水産商工課参事（桑原英樹）** まず、国内外観光客誘客事業の内容ですが、本市観光拠点施設でありますお魚センターの誘客の取組を推進し、枕崎観光の魅力を国内外に広く発信することで、観光客の増加を図って、本市全体の観光振興につなげるもので、枕崎お魚センターへの委託事業として実施しております。

令和3年度は、コロナ禍で注目されている近隣地域内での観光、いわゆるマイクロツーリズム

の促進により、リピーターの増加を目指す取組として、地元や近隣地域の方々を対象としたいいふしの日のイベントやアクアリウムコンサート、鉄道模型展、昆虫展などのイベントを定期的開催したほか、SNSを活用した特産品や観光資源等の魅力発信、港の小さな水族館プロジェクトを推進するための水族館展示の充実などを行ってきました。

効果ということですが、この国内外観光客誘客事業は、第2期の地方創生の総合戦略事業でありまして、この中で、お魚センターの県内外のお客様の対前年比2%増というKPIを設定しているところです。

お魚センターの県内県外客数は、令和2年が15万人程度、そして令和3年が16万9,000人程度ということで、対前年比12.7%の増加となっていることから、KPIの目標は達成しているところです。しかしながら、コロナ禍前と比べると、依然として来客数は減少しており、本市観光拠点であるお魚センターの誘客に関する取組が市内観光に与える影響は大きいと、引き続き事業を継続していくことで、本市への国内外からの観光客の誘客の強化を図る必要があると考えているところです。

**○2番（眞茅弘美）** お魚センターにつきましては、私も一般質問でいろいろ質問させていただいたんですけども、役員会のほうが計画されているということでございました。

分かる範囲でよろしいです。どのような展開になると思われませんか。

**○水産商工課長（鮫島寿文）** 今2番委員からもありまして、一般質問で市長がお答えしたところだと思っておりますけれども、当該法人では今月7日に臨時の取締役会を開いて、経営改善に向けて3つのコンセプトといいますか、今、参事が申し上げましたとおり、やはり国内外の観光客を誘客する一番の施設でありますので、こういった観光拠点の再生、それと、水産庁が今年度の水産計画で掲示しております海業の推進ということで、浜のにぎわいを創出する。それと、議会からも御意見が出ております市民の活躍の場ということで、市民が活躍できる施設ということで、観光拠点、海業推進、市民活躍の3つのコンセプトに基づいて、経営改善の計画を策定するということが決定されたと伺っております。

その中でも、いろんな意見があって、今後、こういった3つのコンセプトの中で、事業の検証や財務の計画も含めて、コロナ禍であってなかなか売上げも伸びずに経営的に非常に厳しい中でありましたが、そういったことをしっかりと取締役会で検討されて、議会からもいろんな御意見をいただきましたので、そういったことも踏まえて検討されていくと思っております。

また、市が損失補償をしている法人でもございますので、議会の説明につきましても、当該法人がいろんな経営改善の会議をされると思いますので、その都度、進捗状況の報告が私どもにあれば、随時、議会にも必要に応じて説明していきたいと考えております。

**○2番（眞茅弘美）** よろしくお願ひします。

あともう一点なんですけれども、165ページの説明欄、上から2行目の収入保険制度加入助成事業、先ほども基幹産業が今大変な状況にあるという話がございました。

農業に関しましては、この収入保険なんですけれども、農家からもこの収入保険に加入していてよかったという声も届いております。

それでですね、現在これは時限法で31年1月から始まりまして5年間という内容だと思っておりますけれども、以前も一般質問のほうでですね、南薩農業協同組合、7市で話をして、動向を見ながらという返答があったと思っておりますけれども、こちらの助成を続けていくとかいう話は今のところは出ていないでしょうか。

**○農政課長（沖園信也）** 収入保険制度加入助成事業の関係ですが、こちらのほうにつきましては、令和3年度で3年目ですが、49件、36名、13法人の加入があったところです。

ただいま質疑のありました、5年間ということでの今期間を設けてございますが、今後加入される方につきましては、暫定期間というか、加入5年たった後も2年目、3年目の分はその制度

上で見れると思っております。(40ページに訂正発言あり)

ただ、今後、そこが切れたときにどういう形でこの事業を運営していくのかというところにつきましては今後検討していきたいと考えております。

○2番(眞茅弘美) 2年目、3年目の助成は続くと思うんですけども、今のところ新規では加入はできない状況なんですよ。

○農政課長(沖園信也) 申し訳ありません。今現在、加入はできると思っております。

○2番(眞茅弘美) そうしますと、令和5年度の加入の方は、1年間しか助成が受けられないということになりますか。

○農政課長(沖園信也) 令和5年度に加入した方も、すいません、詳しく記憶はしておりませんが、2年目、3年目も受けられるように、時限法としてそこで一旦切れましても残り2年分は、補助を受けられるように附則等でうたってあったかと思っております。(40ページに訂正発言あり)

○2番(眞茅弘美) 承知しました。また詳しいことは教えてください。

それからこれはぜひ続けていただきたいので、本市のほうからも声を上げていただきたいと思えます。

○13番(清水和弘) 決算書の93ページなんですけどね、ここに物品としていろいろ車があるんですけど、本市が今使っている車で電気自動車は何台あるんですかね。

○総務課参事(平田寿一) 今、電気自動車は庁舎にはありません。

○13番(清水和弘) 市長の車は電気自動車じゃないですかね。

○総務課参事(平田寿一) ハイブリッド車になります。

今総務課で管理しているものでハイブリッド車が3台あります。

○13番(清水和弘) これから、温暖化のためにいろいろ電気自動車のほうに切り替えるようになってくると思うんですけどね、今後、本市が購入する場合、そのようなことは考慮する考えはないですか。

○総務課参事(平田寿一) 環境基本計画の中でもうたっていますが、今後、市役所の公用車の購入の際は、できるだけ環境に優しい電気自動車とかハイブリッドとか、そういった公用車を購入するというところで方向づけはできているところです。

○14番(吉嶺周作) 報告書の139ページにPCR検査助成事業とあるんですが、この91万5,000円、何名に助成を行ったんですかね、1人に付き上限1万円となっていると思うんですが。

○健康課長(西村祐一) ただいまお尋ねのありましたPCR検査助成事業についてですが、こちらにつきましては、令和3年度は全部で206件、1件当たり1万円の助成ということになっております。

○14番(吉嶺周作) 決算報告書の59ページにその詳細が、高齢者が43名、基礎疾患が6名、そのほかが157名ってなっているんですが、206名だったということは206万じゃないんですかね。この91万5,000円というのはどこから出ているんですか。

○健康課長(西村祐一) ただいま委員のほうからお尋ねのありましたPCR検査助成事業、139ページに掲載している91万5,000円につきましては、前年度分のPCR検査助成事業分を国からいただいていたのですが、そちらの精算分になります。

令和3年度のPCR検査助成事業につきましては、決算報告書の157ページ、予防費の下から5行目にPCR検査助成事業ということで206万円が計上されております。

○14番(吉嶺周作) この206名の方は皆、陰性だったんですよね。

○健康課長(西村祐一) 申し訳ございません。

検査結果についてはこちらでは把握はいたしておりません。

○14番(吉嶺周作) 検査結果というか、検査をして陽性だった時点で国の公費負担になりま

すよね。

本市が206万支出したということは、206人は皆陰性だったってということではないんですか。

○健康課長（西村祐一） 基本的にそういった発熱とかある方は、こちらが受けられないということになっております。

健康不安がある方について、こちらを受けていただくということになります。

発熱等ある方につきましては発熱検査外来を受けていただきまして、その分につきましては、ただいま委員の御指摘のありましたとおり公費負担という形になっております。

○14番（吉嶺周作） これ要望になるんですけれども、前にも言いましたが、本市は漁船だけではなく運搬船だったり、タンカー船など船乗りが多いまちなんですけれども、1人、年1回の助成事業ではなく、60日や90日周期で下船してくる船員の方が多いので、2度、3度助成を行ったほうがいいのではないかと前回言ったんですけれども、もう県の無料実施が10月末で終わるんですが、その後は本市が無料でしていくべきではないのかなと思うんですが、その辺は予算編成に今後反映していただきたいと要望しておきます。

○議長（永野慶一郎） 総括ですので、民生費のところでは幼稚園費とか保育園費とか、市からいろんな補助とか支給をされていると思うんですけれども、そういった中で、やっぱり市内の幼稚園、保育園を指導とか助言を行う立場にあると思うんですよ。

先日もお子さんが送迎バスの中でお亡くなりになった。去年もあったんですけれども、そういった痛ましい事故もございました。

本市でもですね、もう全く起こり得ないようなことではないのかなと、本当にちょっとした確認を怠ったばかりにですね、そういった事故が起きているわけなんですけれども、そういった点での本市の福祉課の担当になると思うんですが、各幼稚園、保育園の指導とかそういったのはされているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 本市の保育所5園、認定こども園2園につきましては、おおむね2年に1回、現地での実地指導というのをしております。

その中で、運営等の部分等も含めて、指導という形で調査をさせていただいております。

ただ、保育園と認定こども園の通園につきましては、基本、保護者が園まで送り迎えをすることになっておりますので、バスの送迎はないものと思っております。

○議長（永野慶一郎） 保育園はバス送迎はないんですが、門のところじゃあねと言って、その後子供さんが本当に保育園の中まで入ったのか、そのままどっか行ったりとか、そういった可能性もあるよねって話もあったりするもんですから、何で今日は来ていないのかなと、欠席だったら保護者から連絡がなければ、保護者の連絡先ってのは登録していると思うので、そういった確認をするというような何か指導とかぜひしていただきたいと思います。

○教育総務課長（宮原司） 教育委員会もスクールバスが桜山小学校で運行してございます。そのような事故を受けて一応学校教育課がそこについては点検を行ったところです。通常のスクールバスの運行についても、送迎においては委託業者が乗り降りの確認をしております。学校においても、その時点で出席をしてない場合については、各家庭に出欠の確認を取っているということで、そのようなことはないというふうにお聞きしているところでございます。幼稚園については直接、県から指導が行っていると思いますので、そこについては今後、幼稚園ともどのような状況かというのは、私どもも確認をしていきたいというふう考えております。

○福祉課長（福永賢一） 保育所、認定こども園につきましても保育園の門のところ、保護者から保育士等への引き渡しといいますか、そういったのをされていることにはなりますが、早速、そういう実地指導が始まりますので、担当者にはそういったところの指導もしっかりするように声をかけていきたいと思います。

○議長（永野慶一郎） ぜひ、そういった取組をお願いいたします。

あと衛生費のところですね、報告書では161ページなんですけども、この共同斎場負担金というのが出ているんですが、この葬儀の在り方なんですけども、このコロナに対するその葬儀の在り方、火葬場の使い方ということなんですけども、私、2年前の3月の予算委員会で、まだコロナが、ちょっと出始めの頃にそういった質疑をしたことがあるんですけども、実際、枕崎でもそういったコロナに感染された方の葬儀があったということをお聞きしてですね、その中で、病院から連絡があって、その御遺体をお引取りに行ったと、迎えに行ったということなんですけども、そこで病院に行って、お亡くなりになられた方が新型コロナに感染していたというのを初めて聞いたということで、厚生労働省と経済産業省がですね、令和2年7月にそういった葬儀業者とかそういったところに宛ててのガイドラインを出しているんですけども、その中に医療従事者の方へっていうことですね、これは病院の方へのお願いということなんですけども、遺体を取り扱う事業者の方に対して、だから葬祭業者の方に対してだと思ってしまうんですけども、新型コロナウイルス感染症の方または新型コロナウイルス感染症が疑われる方の遺体である旨を説明しますというのもうたわわっているんですね。

非透過性の納体袋に御遺体を入れなさいというようなそういったガイドラインに示されているみたいなんですけども、事前にそういったのを連絡を受けたときにお聞きしていれば、準備できるのにとというような、そういった御意見もあってですね、本市の病院じゃなくて近隣市の病院から連絡があって、行ったときにそういったことがあったということだったんですけども、市のほうとしても、枕崎の医師会、近隣市の病院に事業者の方が行くこともあるでしょうから、南薩医師会とか、そういったところと連携を取るべきじゃないのかなと、必ず業者にそういったことで亡くなられた方ですということでも準備をしてくださいますというような、そういった指導をするべきではないかと思うんですけども、本市のほうで今そういうことは実際されているんでしょうか。

○健康課長（西村祐一） ただいま議長からありました、市医師会もしくは南薩医師会とのそういった連携についてなんですけども、本市から直接そういった指導とかそういったことは今のところはないところであります。

○議長（永野慶一郎） そういった業者さんも枕崎の市民でございますし、またそういうふうに来られる方も枕崎の市民の方も多いでしょうから、やっぱり2次感染とかですね、そういったおそれもあるかと思うので、ぜひこれ国が出しているガイドラインですので、行政のほうからもですね、そういった医師会等を通じてお伝えするべきじゃないかなと思うんですけども、今後もそういったお伝えする予定はないですか。

○健康課長（西村祐一） ただいま意見を伺いましたので、早速市の医師会とですね連携、そういったことにつきましては、お話をしていきたいと考えております。

○議長（永野慶一郎） ちょっと早急にですね、そういった連携を取っていただいて、医師会と業者も安心してですね、お仕事ができるようにちょっと市のほうも努めていただきたいと思います存じます。

続きまして、同じく衛生費のところなんですけども、ごみの収集状況が前年とすると合計でいきますと231トンぐらい減っているんですけども、この要因は何ですか。人口が減っているからごみも減っているんですかね、こういった要因があるのか、分析されているか教えてください。

○市民生活課参事（松田勇一） 令和2年度と令和3年度のごみの量を比較しますと、全体で637トン少なくなっている状況にあります。これにつきましては、1人1日当たりの排出量に換算しますと、61グラム減っているという換算になります。人口が減っているというところではこの1日当たりの61グラム減るということはありませんので、市民の努力によって1人当たりのごみのグラム数が減っているという結果でございます。

○議長（永野慶一郎） 合計でいくと2年度が4,617トンで、3年度が4,386トンだから231トンと思うんですけども……。

○市民生活課参事（松田勇一） 私が数字を言ったのは収集ごみプラス直接搬入ごみの数字を合わせて申したところでございます。申し訳ございません。

○議長（永野慶一郎） 1人当たりのごみの量が六十数グラムは減っているということなんですが、いまだその、なかなかそこまで減っていないような気もするんですが。収集回数も今2回に今年からなりまして、4月に入ってすぐですね、そういった週2回になったときに、市民の方から結構私、お叱りの電話というかですね、そういった電話たくさん受けまして、何で減らしたのかというふうなお電話を結構いただきまして、内鍋清掃センターがもう閉鎖になるので、収集回数も今後減っていくのでその前準備ですよというのと、あとごみの減量化っていうのはやっぱり市民の方にも意識してもらうために、そういった取組をしているんですよと、そういった説明をさせていただいたんですけども、このごみの減量化っていうのが、まだその市民一人一人にですね、どこまで意識づけができていけるのかなと考えるんですが、なかなか浸透してないんじゃないかなと思うんですよ。いろんなチラシとかでごみの減量化に努めましょうとか、この生ごみ処理機とかですね、そういったのを活用して生ごみの減量化に努めようとかってされているんですが、やっぱり自分を思い起こしても、一日の生活の中でごみが出ないように買物を減らしたりだとか、何かそういった工夫をしているかなと思ったらしいかもしれない。

ごめんなさい、私があんまり言うと駄目なんでしょうけど、皆さん一人一人の意識づけっていう意味で、この減量化にどうやって取り組んでいくのか。もうちょっと足りないんじゃないかなという思いで見ているんですが、今後どう考えているのかちょっとお聞かせください。

○市民生活課参事（松田勇一） 今年の4月1日より燃えるごみの回数が週3回から週2回に、燃えないごみにつきまして週1回から月1回に変更になっております。このことによりまして、市民へは昨年度から広報等いろんなところでごみ減量化をお願いしているところでございます。その中で、生ごみの処理につきましても電気式生ごみ処理機、それからコンポスト、これにつきましては、衛自連の補助になりますけど、そういう補助を活用していただくという広報もしてまいりました。実際、ごみの収集の見直しが4月から始まりまして、今5か月程度になりますけれども、その中でなかなか大きな数字としては見えてきておりませんが、少しずつではありますが、昨年と比較すると今、5か月の段階で93トン減っているというところはございます。そういうこともありまして、市民へも徐々にではありますけれども、ごみ減量化に取り組む姿勢というのは図られてきているのではないかなと思っているところであります。

しかしながら、議長が言われましたように、なかなか市民に浸透していないという部分もあろうかと思いますので、これからも今以上に、そういうごみ減量化のことについては、市民へ広報し、それからごみ減量につながるお知らせを今後とも活発的にやってまいりたいと思うところがございます。

○議長（永野慶一郎） 普通に生活してごみを減らすってなかなか大変なんですけど、具体策を何か教えてくれたりとか、具体策が分かればいいのになと思ったりするんですが、私が何でこういうことを聞かかかというのと、8月10日に南薩地区衛生管理組合の議会と全員協議会があったんですけども、その中で今後のこの新クリーンセンターが稼働していく中で、そのランニングコストの負担割合の話っていうのも出まして、日置市の議員が日置市でもやっぱ議論になっていると。年間で持ち込んで、そういったごみを出すところと、きちっと守ってごみを出しているところと何で負担割合が一緒なんだと、そういった議論がなされているといったようなお話もあったんですね。参事もいらっしゃったので、お聞きになっているかもしれませんが、枕崎としても沖園委員がもう以前から、その負担割合を今の均等割3実績割7から割合を変えて、搬入割とかちよつと比率を大きくしてと、そういったようにすればごみの減量化にもつながっていくんじゃないかという御意見も言われていますので、そういった意味でもですね、やっぱり取り組んでいかないといけないのかなと、また、その負担割合の件なんかも、その搬入割とかっていうのもあるので、

またあした幹事会があるかと思いますが、しっかりと参事に訴えていただきたいという願いをしておきます。

○福祉課長（福永賢一） 先ほど歳入の中で、10番委員から決算報告書の125ページの雑入の生活保護費の返還金の金額が多いがという御質疑を受けましたので答弁させていただきます。

返還された人数につきましては54人で、理由は様々ございますが、大きなものとしましては年金の遡及受給による返還であります。生活保護につきましては、受給中の間に受けたもので遡及して受給があった年金については返還義務があるということで、遡及した分の部分が大きいということになります。生活保護につきましては、医療費も全て10割負担となりますので、生活保護の中では医療扶助が大きいところになっております。

○農政課長（沖園信也） 先ほど2番委員から収入保険の関係での御質疑がありました。その点についてちょっと訂正させていただきたいと思います。

今年度、加入した方につきましては2年間、来年度加入する方は1年のみという形での補助支援になっております。ただし現在南薩4市でこの内容につきまして延長あるいは期間を、先ほど言ったように今年度加入された方が3年間受けられるようにとか、令和5年度に加入した方があと残り2年受けられるように、そういったものも全体的に含めて今年度見直しをする予定でございます。訂正しておわびいたします。

○委員長（沖園強） 以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第1号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（沖園強） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第1号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長（沖園強） 挙手多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定すべきものと決定いたしました。

委員の皆さんにお諮りします。

あしたにかけて、特別会計等に入るんですけど、本日はどういたしましょうか。この後、続けて特別会計を1つでも行うというような御意向はございませんか。

議案書等、御準備のない委員がございますので、本日はこれをもって散会いたします。

午後3時41分 散会